

第二十四回 参議院内閣委員会會議録第三十九号

昭和三十一年五月八日(火曜日)午前十一時二十七分開会

委員の異動

五月八日委員井上知治君及び松浦清一君辭任につき、その補欠として木島虎藏君及び江田三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君

委員 野本 品吉君
宮田 重文君
千葉 信君
青柳 秀夫君
井上 清一君
木村篤太郎君
木島 虎藏君
西郷吉之助君
佐藤清一郎君
江田 三郎君
木下 源吉君
田畑 金光君
永岡 光治君
吉田 法晴君
梶原 茂嘉君
豊田 雅孝君
廣瀬 久忠君
堀 眞琴君

委員

青木 一男君

○委員長(青木一男君) 憲法調査会法案を議題とします。

○吉田法晴君 ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(青木一男君) 速記をとめて。

午前十時二十八分速記中止

午前十一時三十五分速記開始

○委員長(青木一男君) 速記開始。

憲法調査会法案の質疑に入ります。

○堀眞琴君 私は今度の憲法調査会法案の提案者に以下数点についてお尋ね申し上げたいと思うのです。

まず第一に、その成立の過程に關しての質問であります。提案者の提案理由の説明の中にも、それからまた委員の質問に対する答弁の中でも、現在の憲法というものが自由意思によるもの

政府委員

法制局長官 林 修三君
法制局長 高辻 正巳君
事務局長 常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の會議に付した案件
○憲法調査会法案(衆議院提出)

○委員長(青木一男君) ただいまより委員會を開きます。

委員變更についてお知らせいたします。

五月八日井上知治君、松浦清一君が辭任されまして、その補欠に木島虎藏君、江田三郎君が選任されました。

にあらざることは否定しがたき事実であります。このように説明されているわけでありまして、きのう本委員會における参考人のお話の中にも、この問題に關してお話があったわけでありまして、私も第一に、この憲法の成立過程に關して、提案者の考へてある考へ方、ここで明確にしておく必要があるのではないかと、こう思うので質問いたしたいと思ふのであります。

まず第一には、マッカーサー草案がなぜ出されたかということでありまして、この点に關しては昨日も鈴木君から説明があったのでありますが、提案者の方からはまだそれに関する詳しい何らの説明も、具体的説明も実はあまり聞いておりません。なぜわれわれはマッカーサーからああいう草案を提示して示唆をされたのか、その事情を提案者はどのように見ていられるか、あなたはまだ押しつけられた憲法であるとか、あるいはマッカーサー憲法であるという言葉はお使いになつておりませんが、しかし前の前の國會での提案者である清瀬さんは、それを「はつきり言われているし、清瀬さんは、その後も文部大臣になられてからも、そういうことをしばしば言われているわけですから、果してほんとうにマッカーサーから押しつけられた憲法であるのかどうか、マッカーサー憲法と呼ばれるべき性質のものであるかどうか、こういう点はこの憲法の性格をわれわれが考える場合に、一番大事な点

ではないか、このように考えられますので、まず第一に、マッカーサー憲法草案というものがなぜ出されたのかというところをお尋ねしたいと思ひます。

○衆議院議員(山崎巖君) ただいま堀さんから、現行憲法の制定の経緯についてのお尋ねがございましたので、お答えを申し上げます。

提案理由にも申し上げておりますように、現在の憲法は昭和二十一年の占領の初期に、その当時まだわが国は非常な混亂の最中であり、國民の一般としまして、非常な何と申しまするか、虚脱状態にあつた時代だと思ひます。そういう際にマッカーサー元帥の示唆に基いて現行憲法ができています。これは否定しがたき事実であると思ひます。そういう意味合いにおきまして、ほんとうに國民の盛り上げる自由意思によつて現行憲法が制定をみていないことも、私はこれも疑いの余地のないところではないか、こういう意味から、私もはもう一度今日獨立しました現在におきまして、ほんとうに國民の盛り上げる自由意思によつて現行憲法に再検討を加えたい、これが提案理由で申し上げております趣旨でございます。

○堀眞琴君 私がお尋ねしているのは、なぜマッカーサーから現在の憲法の基本となる原則について示唆があつたかというところをお尋ねしている。あなたのお答えはマッカーサーから示唆を受けて作られた憲法であり、それには國民の自由なる意思が少しも加わつ

ておらないという説明なので、私の質問とはちよつと食い違つておるわけですね。私はなぜマッカーサーが二月十三日ですか、政府に対して現在の憲法の基本となる諸原則を含んだ草案を提示して示唆を与えたか、この点をお尋ねしておるのです。

○衆議院議員(山崎巖君) マッカーサー元帥は現行憲法制定以前に草案を示して示唆を与えたのは、私は大きな点はやはり日本の民主化をはかるという点にあつたものではないかと想像いたします。

○堀眞琴君 その点が私は重要な問題だと思ふのです。すでに政府の側で、御承知のように松本私案ができております。その私案をマッカーサーの司令部においては、これは日本の民主的な方向に沿うものではないかというので、示唆を与えた。あなたが、今民主化の原則に従つてというお話がありました。あなたが、あなたは当時政府の方において作られた松本私案というものが、民主的な内容を含んだものであるとお考えになるかどうかをお尋ねしたいと思ひます。

○衆議院議員(山崎巖君) 松本私案ができましたのは、その当時の占領直後の国内情勢をいろいろ勘案されましてできたものと、私は想像いたします。ですから、しかしながら、今日からどちらの案が日本の民主化のために大きな役割を果したかと比較検討いたしますならば、率直に申し上げまして、日本の民主化のためには、現在の憲法の方

がより以上であったということは、断言してよろしいのではないかと思います。

○堀眞琴君 今のお答えによりますと、松本私案より現在の憲法の内容をなすところのマッカーサーの示唆の方がより民主的であると、こういうお答えのように思うわけです。そうしますと、今度の法案の提案理由の説明の中に盛られておられるのは、まるで違つた方向になっておられるのじゃないかと思うのです。要するにマッカーサーの草案による示唆というものは、松本私案が民主的な内容を含んでおらない、従つてポツダム宣言やあるいは初期の占領方針の民主化という方向においては、松本私案では適當ではない、こういうことを判断したので、マッカーサー司令部だと、従つて日本の民主化のためにということで、草案が提示されたものとみななければならぬと思う。で、きのうのこれは廣瀬君の質問にもあつたと思うのですが、何しろ現在の憲法改正をしようという考え方を持つておられる人々の間には、マッカーサーから押しつけられた、あるいはそれは日本的な民主主義の原則をその中に盛つておられない、こういう点があげられておられるわけです。あなたの御説明ですと、マッカーサーによつて提示されたものは松本私案よりも民主的である、こういうことになりまして、その憲法の原則となつたマッカーサー草案というものは、決して非民主的でもないければ、むしろ民主的な方向において日本の将来の方向を示唆したものだと、こう見て間違いないと思う。そうなりますと、マッカーサー草案が出されたということは、これは押しつけでもなければ、むしろ日本の民主化の方向に沿つての示唆ではなかったか、こう思います。その点重ねてお尋ねしたいと思うのです。

○衆議院議員(山崎巖君) マッカーサー元帥が草案を示唆されて、それによつて日本の民主化が非常に進んでいった、この民主化の問題につきまして、現行憲法が民主主義を基本原則としておられる、この点は私も全くこれを尊重していきたいという気持ちであります。ただ私どもが特に申し上げておきますことは、要するに制定の経緯に、占領の初期において、ほんとうに国民の盛り上る自由意思の、何となくか、表現ができなかつた時代、言論も御承知のように非常に抑制されてある、あつた時代にできた憲法でありますから、もう一度独立しました今日において、再検討する時期がもう到来している、これが私どもの考えであります。

○堀眞琴君 あつたのは、私がこれからお尋ねしようとする問題についての御答弁のように思われます。私は今まだその成立過程について、国民の意思が十分盛られたかどうかということについては質問しておらないのです。私の質問は、なぜマッカーサー草案が出されたかという点にしばつてお尋ねしては、向う側で、民主的な線に沿つた日本の統治機構の広範なる自由主義的改造とは言ふことができないという批評を、向う側では下しているわけですか。この批評はむしろポツダム宣言の線に沿つた上での批評であり、従つてまた連合国側の代表的な批評ともなければ、むしろ日本の民主化の方向に沿つての示唆ではなかったか、こう思います。その点重ねてお尋ねしたいと思うのです。

○堀眞琴君 今のお答えによりますと、松本私案より現在の憲法の内容をなすところのマッカーサーの示唆の方がより民主的であると、こういうお答えのように思うわけです。そうしますと、今度の法案の提案理由の説明の中に盛られておられるのは、まるで違つた方向になっておられるのじゃないかと思うのです。要するにマッカーサーの草案による示唆というものは、松本私案が民主的な内容を含んでおらない、従つてポツダム宣言やあるいは初期の占領方針の民主化という方向においては、松本私案では適當ではない、こういうことを判断したので、マッカーサー司令部だと、従つて日本の民主化のためにということで、草案が提示されたものとみななければならぬと思う。で、きのうのこれは廣瀬君の質問にもあつたと思うのですが、何しろ現在の憲法改正をしようという考え方を持つておられる人々の間には、マッカーサーから押しつけられた、あるいはそれは日本的な民主主義の原則をその中に盛つておられない、こういう点があげられておられるわけです。あなたの御説明ですと、マッカーサーによつて提示されたものは松本私案よりも民主的である、こういうことになりまして、その憲法の原則となつたマッカーサー草案というものは、決して非民主的でもないければ、むしろ民主的な方向において日本の将来の方向を示唆したものだと、こう見て間違いないと思う。そうなりますと、マッカーサー草案が出されたということは、これは押しつけでもなければ、むしろ日本の民主化の方向に沿つての示唆ではなかったか、こう思います。その点重ねてお尋ねしたいと思うのです。

○堀眞琴君 あつたのは、私がこれからお尋ねしようとする問題についての御答弁のように思われます。私は今まだその成立過程について、国民の意思が十分盛られたかどうかということについては質問しておらないのです。私の質問は、なぜマッカーサー草案が出されたかという点にしばつてお尋ねしては、向う側で、民主的な線に沿つた日本の統治機構の広範なる自由主義的改造とは言ふことができないという批評を、向う側では下しているわけですか。この批評はむしろポツダム宣言の線に沿つた上での批評であり、従つてまた連合国側の代表的な批評ともなければ、むしろ日本の民主化の方向に沿つての示唆ではなかったか、こう思います。その点重ねてお尋ねしたいと思うのです。

見ても間違いないと思います。それからまた第二次大戦を、ファシズム打倒の線で戦つた国際的な民主的傾向の、その批評であると申してもいいのではないかと思います。そういう点から申しまして、松本私案が当時日本の民主化には逆行するものである、決して日本の統治機構の広範なる自由主義的改造とは言ふことができないということの中に、その点が明確に現れていいると思う。従つてマッカーサーの草案が出されたということは、私は十分意味があることだし、なお国民の意思というお話がありまして、国民は明治の初期以来、民主化の運動を続けて参つたことは、私がここで申し上げるまでもないと思つて、ただ当時は御承知のようにないきさつで、官憲によつてそれが圧迫されてきた、あの年代の運動にしろ、三十年代の運動にしろ、あるいは第一次大戦後の運動にしろ、すべてがすべてと言つていいくらいに、ともかく民主的な国民の意欲といふものが、宿願といふか、そういうものがほとんど実現をみないで、今日、いや第二次大戦後まで来たわけでありまして、第二次大戦後に一応解放され、民主的な権利も認められた、すでに憲法のできる前に、総司令部においては、御承知のように指令であるとか、覚書であるとかいふものを出して、数々の民主的な政策を日本の政府をして行わしめていたわけですから、国民たちはおそろしく第二次大戦後のこのアメリカのとつた政策なり措置なりに對して、非常に喜びの気持ちをもつて私は迎えたと思つたのです。なるほど終戦後のこんなところの状態はありました。しかしむしろこんなところとしておつたのは日本の政局、

当時の政局、特に戦争前あるいは戦争中その政權の座についておつた人ないしはそれに近い人々が、むしろ混乱しておつたのであつて、国民の、大衆と對して、むしろ非常にこれを喜びとするばかりでなく、国民自身が立ち上りつたであつた、こう申してもいいのではないかと思います。そうなりますと、国民の意思とは関係なしに、というお話ではなくて、むしろ国民が何十年もの間意欲としてきたところのものが、ここでマッカーサーの草案によつて、示唆を受けたことによつて、それが実現された、こう見てもいいのではないかと思います。その点はいかがですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 先ほども申し上げましたように、マッカーサー元帥の示唆によりまして、マッカーサーによつて、日本の民主化が進みまして、ことについて、国民の非常に同感である点は、御所論の通りだと思つて、ただ私が申し上げるのは、先ほども繰り返して申し上げるようなことになりまして、先ほども申し上げたように、その当時のほんとうの国民の自由な意思がこの憲法の上に十分反映しているかどうかという点に私は疑問を持つて申し上げておるわけでありまして、従いまして今日もう一度振り返つて、現行憲法に再検討を加えたいというのが私どもの趣意であります。

○堀眞琴君 その国民の自由な意思が反映しているかどうかという問題は、要するに帝國議會における審議の過程とかその他のことを私は指すものかどうかと思つておるのではありません。マッカーサー元帥が出された草案というものが当時国民によつて非常に歓迎されたのではない、あるいは国民の意思を代弁したものではないか、なぜなら先ほど申し上げたように、明治以来の日本人が念願としてきたところのものが少くともマッカーサー草案の中に盛られておつた、こういうことが言えると思う。これは国民の大半の人々の偽らない気持ちではないかと思つておるのです。もちろんラジカルな考え方を持つ人々は決してこの憲法草案が完全なものだとは思つておらなかつたと思つておる。私自身もそうなんです。私自身も実は正直に申し上げます、憲法ができて憲法普及会ができたときは、ブロックの憲法講義の講師に頼まれて参りまして、各地で講演をやりまして、私はワイマール憲法と比較しながら、この憲法の説明をやつたことがある。私自身はまだまだ、たとえば社会生活に関する規定がきつめて不十分であるとか、あるいは労働者の権利に関する規定がきつめて不十分であるとかいふような点について、私自身は必ずしも完全なものだとは思つていない。しかしそれは一部の急進的な人々の考え方であつて、国民の大半はむしろマッカーサー草案に盛られた思想、あるいはその原則というものが、憲法の中にも書いてあるように歴史の試験に耐えて今日まで来たものだ、という考え方の上に立つて、この草案を支持したのではないかと思つたのです。あなたのお話ですと、国民の自由な意思がそこに少しも盛られておらない、これはあつたの審議の過程に入らないのです。憲法草案が正式に帝國議會に提出されて、その審議の過程において国民の自由なる意思がどの程

○堀眞琴君 その国民の自由な意思が反映しているかどうかという問題は、要するに帝國議會における審議の過程とかその他のことを私は指すものかどうかと思つておるのではありません。マッカーサー元帥が出された草案というものが当時国民によつて非常に歓迎されたのではない、あるいは国民の意思を代弁したものではないか、なぜなら先ほど申し上げたように、明治以来の日本人が念願としてきたところのものが少くともマッカーサー草案の中に盛られておつた、こういうことが言えると思う。これは国民の大半の人々の偽らない気持ちではないかと思つておるのです。もちろんラジカルな考え方を持つ人々は決してこの憲法草案が完全なものだとは思つておらなかつたと思つておる。私自身もそうなんです。私自身も実は正直に申し上げます、憲法ができて憲法普及会ができたときは、ブロックの憲法講義の講師に頼まれて参りまして、各地で講演をやりまして、私はワイマール憲法と比較しながら、この憲法の説明をやつたことがある。私自身はまだまだ、たとえば社会生活に関する規定がきつめて不十分であるとか、あるいは労働者の権利に関する規定がきつめて不十分であるとかいふような点について、私自身は必ずしも完全なものだとは思つていない。しかしそれは一部の急進的な人々の考え方であつて、国民の大半はむしろマッカーサー草案に盛られた思想、あるいはその原則というものが、憲法の中にも書いてあるように歴史の試験に耐えて今日まで来たものだ、という考え方の上に立つて、この草案を支持したのではないかと思つたのです。あなたのお話ですと、国民の自由な意思がそこに少しも盛られておらない、これはあつたの審議の過程に入らないのです。憲法草案が正式に帝國議會に提出されて、その審議の過程において国民の自由なる意思がどの程

○堀眞琴君 その国民の自由な意思が反映しているかどうかという問題は、要するに帝國議會における審議の過程とかその他のことを私は指すものかどうかと思つておるのではありません。マッカーサー元帥が出された草案というものが当時国民によつて非常に歓迎されたのではない、あるいは国民の意思を代弁したものではないか、なぜなら先ほど申し上げたように、明治以来の日本人が念願としてきたところのものが少くともマッカーサー草案の中に盛られておつた、こういうことが言えると思う。これは国民の大半の人々の偽らない気持ちではないかと思つておるのです。もちろんラジカルな考え方を持つ人々は決してこの憲法草案が完全なものだとは思つておらなかつたと思つておる。私自身もそうなんです。私自身も実は正直に申し上げます、憲法ができて憲法普及会ができたときは、ブロックの憲法講義の講師に頼まれて参りまして、各地で講演をやりまして、私はワイマール憲法と比較しながら、この憲法の説明をやつたことがある。私自身はまだまだ、たとえば社会生活に関する規定がきつめて不十分であるとか、あるいは労働者の権利に関する規定がきつめて不十分であるとかいふような点について、私自身は必ずしも完全なものだとは思つていない。しかしそれは一部の急進的な人々の考え方であつて、国民の大半はむしろマッカーサー草案に盛られた思想、あるいはその原則というものが、憲法の中にも書いてあるように歴史の試験に耐えて今日まで来たものだ、という考え方の上に立つて、この草案を支持したのではないかと思つたのです。あなたのお話ですと、国民の自由な意思がそこに少しも盛られておらない、これはあつたの審議の過程に入らないのです。憲法草案が正式に帝國議會に提出されて、その審議の過程において国民の自由なる意思がどの程

○衆議院議員(山崎巖君) 御指摘のよう
に日本の民主化のために現行憲法が
できませんでしたにつきましては、国民
の一般といたしましては非常な賛同を
したものと私は考えます。

○堀眞琴君 国民もマツカーサーの草
案に賛同したと、こういうお答えであ
ります。

そこで今度はその点に関連して、日

本の憲法案案のいよいよ帝國議會における審議に入るのでありますが、その前に、マッカーサー草案を元にして日本の政府で草案を作っておりますね、その草案は言うまでもなくマッカーサー草案の指示に基いて、その原則の大半を入れて作られたものであることはこれは言うまでもない。しかし提案者がしげしば、自主的な憲法ではなない、占領下において作られた憲法である、日本の政府の意思あるいは国会の意思、國民の意思は、今お話がございましたように、歡迎はしておたが、しかし自由にその意思が表明されておらない、あるいは反映しておらない、こういうことでありますが、政府の案ができました、この要綱を発表したのは三月六日でありますね。あの政府の要綱とマッカーサーの草案とを比較するというと、かなり重要な部分において修正が行われておる。修正というよりは日本の政府当局の見解において、これならば日本の実情に即するであらうという見解のもとに幾つかの重要な修正が行われておるわけであります。まず第一に、第二章から始まるわけでありますね。マッカーサーの第一章第一条がそうだし、第八条がそうだし、それから第十四条、これは第十四条は第三章になりますか、基本的權利に関する

○衆議院議員(山崎鯉君) 御指摘のよ
うに、マッカーサー草案と日本政府が
作りました草案は、たとえば一院制度
を二院制度に改めましたり、あるいは
「土地及一切ノ天然資源ノ究極的所有
權ハ人民ノ集團的代表者トシテノ國家
ニ帰属ス」と、この条文が削られたりし

うのです。いろいろ向う側としては日本の民主化の方向ということに大きな方向を置いて、それを大原則とし、その上に立つて日本の憲法が作られることを望んでおったわけです。そう考えますというと、向う側と折衝したることだけで、向う側の意思による憲法だということにならないと思うのです。今あげた、たとえば第一章、第二

○衆議院議員(山崎鐵君) 日本の憲法草案も、マッカーサー元帥の示唆しましたマッカーサー元帥日本國憲法案案をもとにして作つたことは、これは疑いのない点だと思ひます。そのうちで、どうしても困るといふ一、二の点については、先ほど申し上げましたように、司令部に折衝いたしまして、その修正に應じてもらつて、修正をいたしてあります。むろん字句の点等におきましては相當修正がございましょう。しかしもとの原案は何と申しまして、マッカーサー元帥の示唆しました草案が原

案になっております。そういう点をお考えをいただきたいと思うわけであり

か。

○堀眞琴君 私それは認めているの

たと思ひますが、その点はいかがです

○衆議院議員(山崎巖君) 先ほどから

申し上げましたように、修正につきま

しては、一々向うの許可を受けてやっ

ておる、その点が私は問題であらうと

思ふわけでありま。ほんとうに自主

的にやつたものとはどうしてもその点

におきましても考え得られないことで

はないかというふうに考えるわけであ

ります。

○堀眞琴君 一々向うの許可を得て

やつておる、こういうお話しですが、も

し日本の自主的な意思というものが、

草案を作る場合は政府だけの意思であ

りますが、政府に自主的な意思がな

かった、向う側の許可を得て全部やつ

たのだ、従つて向うの許可のもとにお

ける、この草案であるということとな

らば、こういうふうな、今上げた若干

の修正箇条はきつめて根本的な修正箇

条であります、こういう修正箇条とい

うものはおそろく向うでは許可しな

いということに私は当時の情勢として

はなるのではないかと思ふ。なぜなら極

東委員会におけるところの諸情勢を見

るのです。それは明白ではないかと思

ふのです。そうなりますと、おっしゃ

いうのですがもう一度御答弁を願いた

いと思ふ。単に許可されて初めて修正

ができたのだから、だから自主的な意

思などは働いていない、こういう御答

弁では私ちよつと納得ができないので

す。

○衆議院議員(山崎巖君) 日本政府と

しては、今修正についていろいろ申し

出をして許可を受けました部分以外に

も修正があつたことと想像します。松

本蒸治博士の生前中のお話を伺つて

も、松本博士としてはいろいろの点で

修正を申し出ておられるようであり

ますが、そういう点についてほとんど許

可を得られなかったというふうな重要

な点もあるようでありますが、そうい

う点から考へて、私も少しして

は、これはほんとうの日本政府の意思

か、そういうことを十分反映しておる

ものとは断定できないわけでありま

す。

○堀眞琴君 松本國務相からその他の

件についても修正を向う側に折衝し

た。しかし、その許可されない部分

もあつた、私はそれも知つてゐるの

です。しかし、どういふ点が許可され

なかつたかが大ざつぱにいいまして、

個々の点にはともかくとして、大ざつ

ぱにいえば、それはいずれも日本の

民主化にとつて必ずしもプラスになる

ものではないと判断されたものについ

ては、これは向う側でこれに對して承

認を与へなかつたということはあると

思ふ。しかし、それはその内容が日本

の民主化にとってプラスではない。む

しろ、マイナスである、こういうもの

であつたと思うのですが、その点いか

がですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 向うの示唆

を受けました當時に、堀さんも御承知

のように、この憲法の草案については

根本原則並びに基本形態は変更しては

ならないと、こういうことがはっきり

うたつてあるわけです。従いまして、

その範囲以外のものについては修正の

自由を認めたものと思ひます。しかし

ながら、この基本原則並びに基本形態

に關係するような字句についてはほと

んど修正を許していないと思ふわけ

であります。従いまして、松本蒸治博士

からいろいろの点で申し入れをされま

したけれども拒否されたということ

も、博士の生存中に伺つてゐるよう

な次第であります。

○堀眞琴君 マッカーサー草案の基本

的な部分については変更を認めなかつ

た、その通りです。なぜ変更を認めな

かつたといへば、これは根本原則にな

る部分は世界の諸民族に共通な民主主

義の原則を含んだものだからであり

ます。ですから、これを修正するなり削

除するなりすることは、民主主義の憲

法を作ろうとする場合にはこれを許すこ

とはできないというところは私は當然で

はないかと思ふのです。自主的な意思

ということだけで民主主義に逆行する

ような方向の規定を設ける、あるいは

そういう修正をするというふうなことは

許さるべきことではない。當時の情

勢としてはそうだし、また現在におい

ても私は同様だと思ふのですが、そう

いう考え方が向う側にあつたことは事

実です。従つて、またそういう考え方は

正しい考え方だと思ふのです。何でも

かんでも民主主義の原則に反しても

たとへば修正をするのが自主的

だということになつたのでは、日本の

民主的な建設であるとか、あるいはそ

の基本法としての民主憲法なんという

ものは、私はできるはずはないと思

ふのです。民主的な憲法であるからには

民主主義の原則が守られなければならない

ぬし、国民主権、基本的人権の尊重、

そういう民主的な基本的権利を擁護す

部の承認なしに、日本政府側にある。は後に帝國議會にかかった場合に、國議會がこれを修正したとは思ひません。しかしそれは修正したというこ

もまた事実です、厳然たる事実であり
ます。そしてまたその修正が向う側か
らの命令で修正したのではなくて、こ
ちら側の自主的な立場においてそれを
修正し、それに対する承認を求めた、
こういう順序になると思います。向う
から修正をすることを日本の政府の方
に申し出てきて、それに基いて日本の
政府が修正したのではない、こう見な
ければならぬと思うのです。ことに土
地の国有の問題とか、あるいは国会の
一院制度の問題、一院制度、二院制度
の問題であるとか、あるいは皇位の決
定は、最後の決定者は国民であるとい
うようなマッカーサーの草案に盛られ
た規定についての修正は、向うから
の示唆に基いてやったのじゃなくて、
こつちの自主的な意思において修正し
たものだと思ふ。その点は今のお話と
ちよつと違つておりますが、いかがで
すか。

○国務大臣(吉野信次君) いやその通
りだと私は思ひます。お話の通りだと
思ひます。ちよつとも私はそれを否定し
たことを申しわけではないのであり
ます。

○堀真琴君 そうしますと、日本の憲
法草案、つまり原案ですね。帝国議会
にかけられた原案というものは、これ
は日本政府の自主的な意思によつて作
られた、もちろん先ほどのお話の
ように、マッカーサーの草案を根本に
してはおります。それが土台にはなつ
ておりますが、しかし日本の政府が自
主的にその根本の原則にのつとて、日
本の草案を作つたのだということも、
これもお認めになると思ひます。それ
からまたそれこそ原案の中に盛られ
た、今申し上げたような修正の諸点に

ついては、これまた向うの承認を必要
とするものであつたことは間違いない
が、しかし、と言つて、その修正に
當つては、日本の自主的な意思が働い
ておつたのだということも、これも間
違ひないと思ふ。従つて日本の憲法の
原案、帝国議会にかけられた原案とい
うものは、日本政府の原案であり、
マッカーサーの原案でないということ
も、また事実だと思ひますが、その点
はいかがですか。

○国務大臣(吉野信次君) なかなか言
葉が非常にややこしいのでなんです
が、先ほど申しました通り、私はその
詳しい事情は知らないでございまし
て、つまりこの自主的に、堀さんの
おっしゃる自主的に修正されたといふ
ものが、全部果して自主的なやりや、ある
いはそのうちに司令部側の軽いサゼス
ションが指示があつたかどうか、そう
いう事実問題については、私は知識は
ないのです。そしてまたさらに自主
的にやつたとしても、それは厳然
たる事実です、お話の通り。しかしそ
れについてまたマッカーサー司令部が
承認を与えたということも、これも厳
然たる事実なんです。ですからこの
二つの厳然たる事実をどう組み合せる
か、あるいは組み合せないで、一つの
片方だけを見るかという違いだらうと
思ひます。堀さんはその場合、二つ
の厳然たる事実の片方の方だけをとお
らえになつて、これは自主的だ、こ
う言ひますし、また一部の——一部の
というか一部の人は、承認があつた、
しかし承認というその大きいそこには
か窮屈さがあつたのじゃないかと、こ
ういふ見方もあるだらうと思ひます。

○堀真琴君 吉野さんは当時の事情を
御存じないと言われるので、どうも私
らも困るのですがね。私は別に一方の
日本の修正した部分だけを重要視し
て、それだけで自主的だということ
を申し上げているつもりはないのです。
私はその自主的な例として、それを申
し上げてゐる。なお、総司令部の方で
はチェックした部面もあると思ひま
す。しかしその総司令部の態度は、少
くとも初期の占領方針のもとにおいて
は、ポツダム宣言の実施と、それに基
いての占領政策を遂行していくといふ
ところに、総司令部の考え方はあつた
と思ひます。しかも総司令部のそう
いふ考え方の方向は何かといへば、民主
主義の方向です。従つてもしチェック
したとすれば、日本の修正要求が、民
主的でない修正箇所であつたがために
チェックしたのだと、要するに日本の
民主化ということが、当時の一番大き
な目標であつた、その民主化の目標に
沿つての修正である、それから向う側
の承認にしても、民主化の方向に沿
うての承認である、こう言うことがで
きると思ふのですが、その点はいかが
ですか。

○国務大臣(吉野信次君) まあそうい
うことも言えると思ひます。しかし私
は今から、まあこれは一知半解なこと
を、堀さんのような専門家に對して、
申しわけないのですけれども、私の承
知しているところでは、日本の占領政
策というものを、いつきめたかといへ
ば、八月の二十幾日に、パリンズ國務
長官であつて、そのときに陸軍、海軍
というものの次官でできた、それを九
月の六日の日にフラッシュしてきた。
その内容を私は見ませんが、これは相
当にひどいものであつたということ

は、これは堀さんも御承知の通りだと
思ひます。そこであとで外務省の当局
者は、そのフラッシュしてきたものの
テキストがあるに違ひないから、テキ
ストをぜひ見せてくれと言つたけれど
も、ついにこれは日本国民には示され
ないのでございませう。それから先は
どういふものが一体どういふもので
あつたか、それについてマッカーサー
といふものは、やはり占領政策といふ
ものをずっとこれからやつてきたとい
ふことも、私は想像し得ると思ひます。
それでそれから、どうも司令部という
もの意向が那邊にあつたかといふこと
の推測は、これは立場々々によつてや
はり多少のそこに、何といひますか、
取り方が違ふのじゃないか、こういう
ふうにするのです。それでそれから、今
その表面のポツダム宣言による日本の
民主化といふものによつて、マッカー
サーがこれは忠実にやつただらうとい
う御見解に對して、私はこれを否定す
る材料を持たない。しかししんからそ
の通りかどうかということになります
と、これはおのずから私のまた見解で
あつて、それがその通りだということ
を申し上げることもどうかと思ひま
す。ただそれを否定する材料を持たな
いということだけは、言ひ得るだらう
と思ひます。

○堀真琴君 初期の占領政策を遂行し
たアメリカ側の意向がどこにあつたか
といふことは、おのずからこれは完全
に理解ができない面があるのです。お
そらく九月二十二日の対日初期方針が
出る前に、軍当局においてはある具体
的な日本の管理方針といふものをきめ
たと思ふのです。おっしゃる通りだと
思ふ。パリンズ長官はむしろこれには

そう積極的に私は参加しておらないと
思ひます。軍としての立場、特に国防
省関係の方針といふものがあつたであ
らうと想像されるわけでありませう。し
かし少くとも初期の方針においてはそ
ういふ、たとえば日本を従属化すると
か、あるいは将来はこう持つて行くの
だといふような方向は、少くとも初期
の方針の中には出てきていないと思ふ
のです。初期の方針——私は初期とい
うのは、大体憲法が作られたまでの段
階だと思ふのです。厳密に言へば一九
四六年の五月のあの食糧メーデーが
一つの向う側の占領方針の明確になつた
最初の時期だと思ひますけれども、し
かしそういう、たとえば食糧メーデー
のときに、対日理事会において、アメ
リカ側があつたような発言をしたとい
うような事実はあるとしても、少くとも
日本の制度の民主化といふことは、や
はり向う側としては連合国に負う責任
としてマッカーサーを初めとしてむし
ろとらざるを得なかつたと思ふので
す。マッカーサー自身は……その軍
の方針、八月の二十一日だか二十二日
のの方針、あるいはその前のポツダム
宣言の発せられる以前からの、おそら
く日本支配の方針といふものが国防省
関係にはあつたと思ふのです。そう
いふ方針はあつたにしても、それが明確
化するのはずとあつた方で、初期の
対日管理方針の中にはそれはまだ出
てこないし、また出すこともできなかつ
たと思ふのです。極東委員会が最高の
権限を握つてゐる。マッカーサー総司
令官といふのは極東委員会の決定に
従つて日本を管理してゐるわけであ
る。しかもこの極東委員会の方向といふ
のはポツダム宣言の完全な実施という

ころに方針があつたわけではあります。そしてまた第二次大戦を戦つたのが民主主義擁護のためということになつております。従つて日本の民主化ということが当面の大きな課題であつたと思つております。それとマッカーサー自身の、日本をその後に、初期の方針からさらに発展して、そして四十六年、七年、日本の年号でいう二十一年、二年の段階との間にかなり私は違ひがあると思つております。日本の憲法が作られたのは対日の初期の占領時代のことであります。従つてマッカーサーの方の考へ方は、やはり旧憲法を根本的に改正する。それこそが日本を再建する。少くとも制度的に再建するたゞ一つの道であるという工合に考へておつたことは間違ひがないだらうと思つております。ですから政府の方から明治憲法を一步も出ないような松本憲法というようなものが出て来れば、これに對してチェックするのは當然だと思つております。それからまた世界民主主義の原則に従つて新しい草案を示唆するということもこれまた私は當然ではないか、そういうような観点から私は総司令部の案に對して日本の政府が修正した方だけを見ておるといふ工合にとられると私は大へん困るのです。私は當時の占領政策なり、あるいは當時の國民がどのようにこれを受け取つたかというふうな観点から、この問題を質問してゐるわけなのであります。で、私はもう一度吉野さんにお伺ひしたいのですが、スキップといふか、総司令部といふか、総司令部のとつた態度が私は民主的な方向に日本を再建するといふところには當時はあつた、こう

見て間違ひのないと思つてますが、その点いかがですか。

○國務大臣(吉野信次君) そういへばまあさうだ、さうありたかつたと思つては思つてゐます。ただそこがどうも私には肯定もし否定もする材料を持たないのです。それでそれから、堀さんのおっしゃる通りに、アメリカの軍部が主としてきめたいいわゆる対日管理方式の占領政策に現れたか現われなかつたかといふことは、私はそれに対してこれがさうであつたともさうでなかつたともする材料を私は持たないわけでありまして。ただ、ただですよ、これは新聞雑誌の片々たる記事ですけれども、少くともその当初に、あとでアメリカのあの委員会において糾弾されたサーピスさんという人間もここに來ておつたのです。それでそれから初期において今おっしゃつたやうないわゆる高遠なる——高遠といふか、世界に對して恥ぢない日本の民主化の政策というものを堂々とそのみをスキップすることが、アメリカがやつたかどうかといふことについては、私はさうだといふことを、まあ片々たる事実ですけれども、そういう事実があるのですから、ちやうどちよせざるを得ないといふふうには私は考へております。しかし堀さんのお話のことを私は否定もし、また肯定もする材料を持っていないといふこととてございまして。

○堀眞琴君 それでは先の方へ進みます。政府の原案が帝國議會に提出されたわけではあります。

○委員長(青木一男君) ちよつと堀君に申し上げますが、今衆議院の本院議から……

○國務大臣(吉野信次君) ちよつと失礼しますが、緊急質問がありますからごかんべん願ひいたします。すぐ歸つて來ます。

○堀眞琴君 いいです。帝國議會の審議に付せられることになつたのは六月の二十日ですね、それから衆議院、貴族院を通過するまでの間にかなり長い日数をかけて帝國議會、當時の第九十帝國議會においてこれが審議が行われている。この審議の過程において國民の意思が反映しなかつたといふことを提案者はしばしば申されてゐるわけですが、私はどういふ意味で國民の意思が反映しなかつたとおっしゃるのか、わからなかつたのです。ただ先ほどの場合に一々向う側の承認を得なければならなかつたのだ、従つて國民の自由な意思というものがそこに反映しなかつたのだ、こういうだけの意味で國民の意思が反映しなかつたとおっしゃるならば、それは私はちよつと筋違ひじやないかと思つてゐる。なるほどスキップから常に修正する場合に承認を求めなければならぬ、しかし、といつて数カ月を費して帝國議會でこれを審議し、帝國議會の議員は國民の代表であり、しかもその議員は戦争中の議員ではないのです。総選挙が行われ、さうして新しく選出された議員がこれを審議したわけではあります。いわば國民代表によつて審議された。今日と同じやうな普通選挙で選出された議員であり、國民の意思が議員を通して反映されたことも事実だと思ひます。それから國民の大衆はちよつと憲法案議の始まる前後から非常に民主的な運動が盛んになつて來ております。いつか鳩山さんは當時國民は非常に混迷をしており、虚脱状態に

あつたといふやうなことをこの委員会の総括質問のときに答へられた。ところが事實はそれに反してむしろ虚脱状態であり混迷を重ねておつたのは當時の政府あるいは政府の背後にある保守勢力であつたと思つてゐる。むしろ國民の大衆といふものは民主化運動に非常に盛り上りを見せておつたと思つてゐる。これらが十分ながらもともかく帝國議會の憲法案議に反映してゐると思ひます。

その点山崎さんから、単にスキップから一々承認を求めて行かなければならなかつたから國民の意思が反映しなかつたといふだけの意味なのか、そのほかにも理由があるのか、御所見を伺ひたい。

○衆議院議員(山崎巖君) 現行憲法が當時の帝國議會に提出されて、相當の期間いろいろ慎重な御審議があつたことは私も承知いたしてあります。ただ當時の帝國議會でございまして、その審議はただいま堀さんからのお話でございまして、修正については一々司令部の許可を受ける、また司令部の意見によりまして、かつてこちらの方で考へていない項目までも現在の憲法の中に挿入させられる、こういう点から見まして、ほんとうの現在のやうな國會のあり方ではなかつたことは事實ではなかつたかと思つてゐるわけではあります。

○堀眞琴君 今のお話ですと、一々向うの許可をとらなければならなかつた、大体こちらで修正しなかつたといふと思つてゐるものが向うから示唆を受けて修正しなければならなかつた、この点が國民の自由な意思が反映しないといふ理由だ、さうおっしゃるのです。が、しかし、これはマッカーサー草案

と日本の原案との修正個所の問題のところで申し上げたようにですね、向う側の意向は、日本のともするといふと反動的な、あるいは自治憲法に逆行ししようとする意向すらも政府の一部の中にはあつたのだ、と、ホイットニーがライフの中に書いておる。これに書いておるのです。これが、私はやはり當時の事情ではなかつたかと思つてゐる。特にその中で、天皇制の維持の問題といふのは一番大きな當時の支配階級——といふ言葉を使つては大へんまずいのですけれども、とにかく保守勢力の一番のインテレッセだつたと思つてゐる。さういふインテレッセをあくまで何とかがして貫こうとするのが當時の保守勢力の態度だつた。それをチェックするの、私は世界の民主主義の原則の上から言つて當然だと思つてゐる。ですから、向うがチェックした、あるいは向うが許可を与えなければならなかつたといふことのその裏には、日本を民主化する、世界民主主義の方

向に從つてこれを民主化するといふ、さういふ大きな原則があつたからこそそれをやつたと思つてゐる。もしさうでなくて、向うの方が、後にアメリカ占領軍が日本に對してとつたやうな態度をその當時もとつておつたものとするれば、これをチェックしたり、あるいはまたその許可を一々得なければならぬといふことは、日本にとつて非常に拘束になると思つてゐる。さうではなく、向うが民主的な方向に日本の憲法を修正しよう、さういふ態度をとつてゐるときなんです。こちら側から修正について一々許可を取るといふことも、占領時代であり、これは當然なことであり、しかも、向う側の許可とい

うものは、その方向、民主的の方向において行われた、という工合に私も解釈するのが当然だと思う。そういう点は提案者としてはどのようにお考えになつていらっしゃるか。

○衆議院議員(山崎巖君) アメリカの司令官が日本民主化の意図をもつていろいろの示唆をしたという、ただいまの堀さんの御所論に対して、別に私は反対はいたしません。ただ、審議の過程を見ましても、今も申し上げますように、一々許可を得る、あるいはまた国会が希望しないところまで無理に挿入させられたというようなことが、私は自主的、民主的の憲法だと言ふことができないという理由であります。

○堀眞琴君 日本国会、当時の帝國議會が欲しない事項についても修正を向うから押し付けてきた、こういう今のお話であります、具体的にどのような個所ですか。

○衆議院議員(山崎巖君) たとえば、現行憲法でも、非常によく疑問になりまする総理大臣の文民の規定のごとき、審議の過程において入つたように私は承知をいたしております。

○堀眞琴君 この文民の規定と言いますね……

○衆議院議員(山崎巖君) 今総理大臣と申しましたのは國務大臣の間違ひであります。

○堀眞琴君 文民の規定ですが、これはシビリアンという意味でしょう、原文ではシビリアンというの、つまり軍人の経歴を持たない人という意味でここへ入れたのだと思うのです。当時の日本に対するアメリカの対策としては、日本の軍国主義を一掃する、日本の国民が非常な不幸に陥られてお

る、圧迫を受けておつたのは日本の軍国主義にある、従つて、軍国主義を一掃し、日本の民主化を達成するというためには、旧軍人の職歴を持つ者について、これを内閣の一員にすることはできない、こう考えるのは、アメリカならずとも、日本人で少くとも民主的な日本を再建しようと思う者ならば、だれでもが考えるところじゃないか、私はそういう点で、その危険が日本国家、当時の帝國議會が意図しなかつたことを向う側が示唆した、無理にそういう字句を入れさせたというところで御答弁になるのはどうかと思ひますが、重ねてその点の御所見をお伺ひしたい。

○衆議院議員(山崎巖君) あるいは私の申し上げ方が悪かつたかもしれぬと思ふのでありますが、とにかく、そういうふうな、たとえば文民の規定のごときも、こちらの方の原案になつたものを、審議の過程において司令官から挿入を希望されてそれを挿入したというふうなこの審議の過程を見まして、私どもはそれがほんとうの自主的民主的と言へるかどうかということを上げたわけでありませう。

○堀眞琴君 この文民の規定を途中から入れるようにしたので入れたということですが、それはそうかもしれませう。しかし、何度か言うように、日本の民主化ということが大原則なんですから、ややともすると、従来の日本の考え方からいけば、元陸軍大将、元海軍大将といったような人が、戦争後の日本の政界にも、あるいはその關係にもなるような危険は私はあつたと思ふのです。戦争前の内閣では、御承知のように、元軍人の経歴を持つ人が非

常に多い。陸海軍大臣はもちろんです、そのほかの大臣にしても、あるいは総理大臣にしても、軍人の経歴を持った者が非常に多いことは、これは申し上げるまでもないと思ふ。そういう日本の内閣のこれまでの歴史である。それをほんとうに正しい民主的な内閣を作り上げるためには、元軍人の職歴を持たない者を閣僚にするということは、これは当然だと思ふ。当時の帝國議會が気がつかなかつた。そこで向う側がそういう示唆をしたというところになるじゃないか。当時の帝國議會がこれに対して反対の意向を示したとすればこれは別です。私は反対をしたということを聞いていない。当時の自由党や進歩党は、これに対してどういう態度をとつたのですか。その点をお聞かせを願ひたい。

○衆議院議員(山崎巖君) 私もその当時の事情については詳しい記憶はございませんので、はつきり申し上げるわけにいきませんのでありますが、ただ、問題は、その規定を入れるそのことがいいか悪いかの問題よりも、そういう審議の経過をとつたこと自体に問題があるということを上げておるわけでありませう。

○吉田法晴君 提案理由の説明その他から言ひまして、ほんとうに國民の自由意思によつたものであるかないかというところが、大へん提案理由の重要な部分をなしております。その点は繰り返して今もお答えにもなつておるわけでありませう。ところが、その具体的な理由として、こちらに松本草案はもちろんのことで、こちらに松本草案はもちろんのことで、政府の案、示唆に基づいて作つた三月二日案等にもなかつた、それをGHQから政府が希望しな

いのに出して来たという事実をもつて自主的でなかつたという大きな理由にせられるのでありますから、その間の事情を説明する資料を一つお出し願ひたいと思ひます。秘密会の速記録は、これはまあお出しになるということではございませうけれども、私どもの手元に今の憲法六十六条ですか、六十六条にございませう文民でなければならぬという意向が向うから出た、こちらにはなかつたという説明でございませうから、その間の事情を説明する資料、証人でもいいですが、お出しを願ひたい。想像ばかりではしようがない。

○衆議院議員(山崎巖君) 私、今の文民の規定について申し上げましたのは、昔間の著書の、ちよつと著者ははつきり覚えておりませんけれども、そのことから言つたのであります。

○堀眞琴君 「頼りないじゃないか、おかしいぞ」と呼ぶ者あり。それから堀さんのたゞいまのお言葉の中でおっしゃつておられるのも一つの事実じゃないかと思つておられます。それからなお秘密速記録の公開の問題は、今日の衆議院の議運で大体の方針をきめてもらうことになつておりますから、後刻こちらに知らせることになつておりますので、その際秘密事項についての取扱ひのことは申し上げます。

○吉田法晴君 提案理由の重要な部分が國民の自由意思によるものにあらずんかというところ、これは何へんも言つておりますから、私が言うまでもない。しかも、その実例として、今の日本の政府で考えなかつた文民の規定等が向うから押しつけられてきたと、こうおっしゃる。それならばそれについて動かしたい事

実の証明がなければならぬと私は思ふのであります。あなたはそのときおられなかつた、どこかで読んだと、こういうお話ですけれども、今の堀さんの發言を証言にせられるときは、これはまさになつちやらん。(笑)それが考へてもさうでしよう。(笑)それはその通りだと呼ぶ者あり。これは堀さんはそれはあるいはさうであつたかもしれぬ。しかし、そのときの空氣は、戦争といふものについて、再び戦争を繰り返してはいかぬ。戦争を繰り返してはいかぬから九条という問題も起つて参りましたけれども、従つて、従来のような内閣の中に軍人、あるいは旧軍人を入れてもいいかぬと、これは私どももそのときの空氣を覚えておりますけれども、それはさういふ空氣です。従つて、こちらから出たか向うから出たか知らぬけれども、話が出たら、それはさうですといふことで私は条文の中に入つたと思つけれども、空氣はさうだ。空氣はさうだけれども、あなたは日本政府にはさういふ考えはなかつた、そして、向うから示唆された、さういふのだから、さういふ点のはつきりした生き証人か、あるいは事実——書いたものでもいいですが、事實をお出し願ひなれば、あなたの言つてゐる主張がこれは通りません。今のよう

な、堀君の証言を証憑にして自主的でなかつたといふようなことを証明されるなら、これはまるつきりなつちやらんといふことを……、そのままでかまいません、われわれはかまいませんけれども、お出しになつた方がよからうと思つてから申し上げておるのです。どうですか、お出しになりますか、扱ただけ……。

○衆議院議員(山崎巖君) 私も実はその当時の速記録も十分読んでおりませんけれども、よく速記録なども読みまして、証拠になるものがありましたらお出しいたします。

○吉田法晴君 速記録には書いてない、政府とマッカーサー司令部との関係ですから。ですからそれをあなたが読んだものも新聞読んだものがある云云というお話でしたから、何か根拠があつてそういうことをおっしゃったんでしようから、とにかくその証拠を出して下さい、こう言うのです。その証拠を出さずに出さぬか。深したらどこにあつたかどうかは、あなたの自由だから、お出しになるかどうかお尋ねしてはいます。

○衆議院議員(山崎巖君) できるだけ探しまして御趣旨に沿うようにいたします。(笑)

○吉田法晴君 不正確だね。いかげんな話だ。

○堀真琴君 私がいかにも文民の規定が入ったことについて私の質問がオリソリティがあるように思われては困る。私は質問をしているのです、文民の規定について。あなたは当時の帝國議會がそれを欲しなかった、にもかかわらず、向うから押しつけられたと、こういう御答弁なんです。だから、私は今、吉田君が言ったように、当時の自由党や進歩党はこれに対してどういう見解をとつておつたのかと、こういう質問をしたところが、あなたは当時の事情をよくわかりません、こういう御答弁なんです。で、これは要するに、私はこういう規定が向うから示唆され、あるいは入れるように申し入れられたということは、そういう規定を

入れることが、日本の軍国主義を掃して、もう一度戦争を起さないようにしようという、つまり平和の希望や、日本の国家の平和的な再建を望むところから、こういうような規定が向う側によつて日本側に申し入れられたと思うのです。その点を私も重要視しなければならぬ。あなたの方は、ただ向うからこういう規定が帝國議會に押しつけられた、だから審議の過程は必ずしも自由意思に基づくものではなかった、こう言う。しかし、幾ら自由であつたとしても、その帝國議會がもし反民主的な方向に向つてこれを修正しようとするなら、これはわれわれとしても、当時の帝國議會に対しては非常に残念だと思わなければならぬのです。私はスキップが存在していたことが非常に幸いであつたと思うのです。そういう点でまあ吉田君から資料の提出を求められておりますが、できるだけ早い機会にそれらの資料について御提出をお願いしたいと思います。

さらに質問を続けますが、衆議院、貴族院、それぞれ相当の日数をかけて、特別委員会においてこれが審議された。さらに小委員会に付託されて逐条審議が行われた。修正等も行われた。その修正の場合には、先ほどから言うように、確かにスキップの許可を得ておつたということも事実なんです。それは私は否定しないのですが、その場合でも、ちょうどマッカーサー草案に対して、政府側が原案を作る場合に修正をしたと同じような考え方方で修正した。つまり、民主主義の原則の上に立つて、日本の実情に即しないものについては努めてこれを修正する、こういう態度をとつたのだと思う。もちろん、それが民主的でないものについては、向う側でもチェックしたてでありましよう。しかし、民主的な方向に修正されたものならば、向う側としてはこれに対して何ら異議を差しはさまなかったと思ひますが、その点はいかがですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 大体の方向としては、ただいま堀さんの御指摘のように、日本の民主化ということをお原則に、基本的な態度としてとつております以上は、それに反するような修正を加えるということとは、私は想像できないことだと思ひます。

○堀真琴君 そうしますと、つまり、自主的に審議されたということをお承認になりますか。

○衆議院議員(山崎巖君) 私は、その内容のよしあしを論ずるよりも、審議の過程を考えました場合に、これが自主的でないということをお繰返して申し上げておるわけでありまう。

○堀真琴君 この憲法ばかりでなく、どの法律も、その内容が問題なんです。もちろん、その審議の過程におけるいろいろな、たとえば今あなたのいうことももちろん問題になります。しかし、くどく申し上げるようですが、日本の民主化という大原則の上から、その内容がそれに沿うて定められており、そしてまたその方向に沿うて日本の再建が行われようとするときに、幾ら自主的といったからといって、その大原則を否定するような、あるいはこれに反対するような方向を自由に出来る、それが自主的なんだと、こういうことには私はならぬと思う。少くとも世界の歴史の発展の方向に沿

うて、憲法でも、あるいはその他の法律でもきめられていかなければならぬと思ひますが、あなたの言葉で、裏から申し上げますと、どんな反動的な立法であれ、こつちが自由にきめるならそれでいいんじゃないかと、こういう結論になると思う。私はそういうものじゃないと思う。ましてや憲法でありますから、あくまでも民主的な原則の上に立つて、その方向がきめられていかなければならぬと思う。ですからあなたに形式だけを問題にされているが、私は形式も考えながら、その持っている内容というものがより重要だという見解に立つておる。これはどこまでいっても並行線になるかも知れませんが、しかしできるだけ私はこの質問を通じてあなたの考え方を改めていっていただきたいということを考えているんです。だからくどく申し上げておるんですが、その百日以上にわたつての帝國議會の審議において、その内容が民主的な方向に定められて、そしてそういう方向において現行憲法が制定されたこととみなければならぬ。そうしてまた、国民大衆はこの帝國議會における憲法審議に対しては、非常な関心を示しておられます。私は何もここに民間にできた幾つかの憲法草案についての説明は申し上げませんが、とにかく国民大衆というものは、マッカーサー草案を基本にして日本の憲法原案が作られ、それが帝國議會において審議されているというので、新聞も非常に大きく取り扱つておりましたし、ことに特別委員会におけるところのいろいろな質疑等は、われわれが今日想像する以上に大きく新聞で取り扱つておるんです。国民も従つて非常

な関心を持つておつたわけなんです。そういう中でこの憲法原案が審議、可決されていった、従つて私はその過程を実質的にとらえるならば、決して国民の自由な意思がそこに少しも反映しなかったと言ふことはできないと思ひます。あなたの提案の一番大きな理由は、国民の自由な意思が反映しなかったという点にあると思ひますが、その点では私は、提案者としてはこの提案の理由というものが成り立たないのではないかとお考えになるのが当然だと思ひますが、いかがですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 日本の民主化の原則を貫いたというその点につきましては、私は何ら異議を唱へるものではないと思ひます。その当時からそれでよかったと思ひますし、また今日憲法の再検討をいたします場合におきましても、この日本の民主主義の原則はわれわれはあくまで堅持していきたいということは、繰返して申し上げておる通りであります。ただ制定の経緯は、たびたび申し上げるようになりますが、今日の國會の審議とは非常に違つておりました。占領治下にあつた時代、しかも占領の初期におきまして、國會の審議の報告も一々司令部にやらなければならぬ。國會の審議についていろいろ向うから示唆を与えられ、ほんとうの民主主義であるかという点になると、私はその点では堀さんと見解を異にするわけがあります。

○堀真琴君 去る四日のこれは田畑君の質問に対する山崎さんの答弁ですが、現行憲法は形式的には明治憲法と違ひ、明治憲法と現行憲法とは性格が

同じかどうか、こういう質問があったときに、形式的には違ふ、こういう答弁をされているんです。形式的には違ふという意味は、どういふ意味なのか、田畑君から重ねての質問があります。で、したので、私その点明治憲法と現行憲法とを比較してみても形式的な違いです、ただ天皇主権が国民主権になつたとか何とかいうことの羅列をもつて違ふとおっしゃるのかどうか、その点ちょっとお尋ねしたい。

○衆議院議員(山崎巖君) 明治憲法と現行憲法が形式的に異なるという答弁を申し上げましたのは、明治憲法は中すまでもなく欽定憲法であります。現行憲法は改正の手続は明治憲法によつておりますけれども、結局国会におきまして国民の総意によつて定められたものと考える、その点は形式上非常に違ふと思ひます。

○堀眞琴君 今の御答弁は大変よかつたと思ひます。(笑聲)国会の総意によつて定められた憲法である、そうすると、国民の自由意思が反映しない憲法だといふあなたのこれまでのお言葉は、そこですつかりくつがえつてしまふのです。今あなたは国会の総意によつて定められた憲法であり、明治憲法は欽定憲法だと、そうすると提案の理由の説明がなくなるのですが、どういふのですか。

○衆議院議員(山崎巖君) ただいま申し上げましたのは形式の違いを申し上げたのであります、現在の憲法が形式は国会の議を経ておるから、これが国民の自由意思によつてできたものと、こういうことを私は申し上げておるわけじゃありません。この制定の経過からみましてたびたび申し上げまし

たように、ほんとうに国民の盛り上がる意思によつて今日の憲法ができておるとは私は思ひません。その点ははっきり申し上げておきます。

○堀眞琴君 今、国会の総意によつてできておる憲法だ、こういう御答弁だつたのです。明治憲法は欽定憲法、現行憲法は国会の総意によつてできた憲法だ、つまり国民の意思が反映した憲法だ、こういう御答弁であつた、ところがそれを言ひ直されて、そういう意味ではない、こういう工合におつしやられるのですが、その間のあなたの考え方はだいぶ違つてきてしまつておるのです。先には確かに国会の総意によつてできた憲法だ、こうあなたは答弁されているのです。

○衆議院議員(山崎巖君) 私は、形式をお尋ねになりましたから、形がそういう形になつておると、しかし国民のほんとうの盛り上がる自由意思によつてできたものだといふことを申し上げておるわけじゃないのであります、その点は一つ誤解のないようにはつきりしておいていただきたいと思ひます。

○堀眞琴君 この憲法改正の論議の中に、「わが国情に照らし種々検討を要すべき点の存すること、これを認めなければならぬ」と存するのであります、つまり国民の自由意思が反映しなかつたといふこと、それからその後の九年間における実施の経験からみて、国情に照らし種々検討を要すべき点がある、こういうことを二つの理由としてあげられています。今までの質問は主として国民の意思が反映したかしないかの点について、私は質問を申し上げたのです。今度は実情に照らして、果して種々検討を要すべき点

があるかどうか、具体的にはどういふ点が検討を要すべき点であるかどうか、この質問に入りたいと思ひます。で、おそろくこの間発表になりました自民党のこの憲法改正についての基本的態度、これが山崎さんやなんかのお考えだろつと思つたのですが、これを拝見しますといふと、どうも私もには納得ができません。そこでこの「国情に照らし種々検討を要すべき点」、どういふ点が具体的に研究を要するか、これにはもちろん書いてあります、しかしこれに、果してこの書いてあることが直ちに「国情に照らし種々検討を要すべき点」となるかといふ問題だと思ひます。たとえば第一条の象徴といふ問題、これなども私はかなりこれを詳細に読んでみたのですが、どうもこの「象徴」をほかに言葉に変えなければならぬという理由が見つかからないのです。なぜ象徴という言葉が適しないのか、単に翻譯的である、あるいは憲法上きつめて成熟しない言葉である、未成熟な言葉であるといふだけの理由で象徴という言葉を変えようとするのか、最近の発表の自民党の案では、必ず変えろといつていないのですけれども、しかし変えようとする意見もある、元首にしようとする意見もある、こう書いてあつて、きつめてあまいまいなんです。

○衆議院議員(山崎巖君) 現行憲法のわが国情に沿わざる点はどういふ点かという御質問であります、今、堀さんも御指摘になりましたように、わが

自民党におきましては昨年の十二月に党内に憲法調査会を設けまして、よくよく実を最近基本的な態度と問題点といふものをきめたわけでありました。これはお手元に差し上げました資料によつてごらんいただければ、前文を初めとして各各章にわたつて私どもとしては今後日本の国情に即するような方向で検討を加えたい。これがお手元に差し上げておきます問題点であります。もとよりこれは問題点でありまして、これをどういふふうな結論づけるかといふことは今後の問題であります。わが党の調査会におきましても、順次審議を続けまして結論を出して参りたいと思つております。なお本法律案が通過いたしました内閣に調査会がかりに設置されたいと思ひますれば、その調査会におきましてもそういう点につきましてもいろいろ、かりに憲法改正を必要とするという場合には、これが問題になりはしないかといふふうな私どもは考へておるものであります。

今具体的に憲法第一章の象徴の問題についてのお話がありました、象徴の問題につきましても、問題点としてここに掲げられておられますが、これをどういふふうな表現に変えろとか、あるいは元首にするとかいふような点につきましても、結論は全然まだ出ておりません。かつて自由党の憲法調査会におきまして、結論として元首といふ言葉を天皇にかえる名称として使いたい。天皇は国の元首であるといふふうな表現をしたいといふ結論を一応出してあります。ところがこの元首といふ言葉が、御承知のように明治憲法の天皇の地位でも復元するような誤解が

世上非常にあるのであります。従ひましてこの元首といふ言葉につきましてはよほど慎重な検討を要するといふので、この問題点としてここに掲げておるわけでありました。ただ現在の憲法では、堀さんも専門家でありますから御承知のように、天皇の地位と云ひますか、国を代表するものについての規定が私どもは非常に明確を欠いておると思つたのです。これは天皇の国事行為の第七条からみると思ひます、ある項によつては内閣の助言と承認により、ある項については承認を要するといふような点から、国の代表者につきましてもいろいろ学説もあるわけでありました。そういう点を明確にしたい。決して天皇の実権をふやさないといふような考え方は毛頭持っていないのであります。国民主権の原則はあくまでこれを堅持していきたい。こういう考え方を持つておるわけでありまして、そういう点を問題点として今後われわれとしても検討を加えていきたい。これが現在の考えであります。

○堀眞琴君 山崎さんは象徴といふ言葉について率直にどういふお考えを持つていられますか。

○衆議院議員(山崎巖君) 象徴の言葉につきましても、ただいま申し上げましたようにまだ結論を得ておりません。議論としては象徴といふ言葉をそのまま存置すべしといふ意見もあります。あるいはまたこれを適當な言葉にはつきり変えた方がいいんじゃないか、こういう意見もございまして、まだ私の結論もここで申し上げる段階には至つておりません。

○堀眞琴君 象徴といふ言葉では対外

が、対外関係において国の代表者は天皇である、もし規定したとします、單にそれが象徴的な地位においてそういう対外関係での代表者ということであれば問題はだいぶ違つてくる。ところがその後のあなたの方で出されている(2)の天皇についての国事行為の調整というところを見ますと、政治的な権限に属するものが国事行為の中に含ませられるような危険を持つてゐる。自由党のさきに發表された草案では非常にたくさんある。今憲法の国事行為に關する規定の中には十の——天皇が国事行為として行い得るものは十だけ規定されているわけです。別に内閣總理大臣の任命と最高裁判所長官の任命の権限、これは政治的な行為ですが、しかし国事行為としては十だけあげてある。ところが自由党の案を見ますという、それをうんとふやそう、しかもそのふやされる部分には政治的な権限に属すると思われるものが大半を占めてゐる。それらと関連して参りますという、單に對外的に國の代表者である、明確に規定するということだけでなく、それに関連しての天皇の権限の強化、あるいは政治的な権限をこれに持たしめるといふような危険が起つてくるわけです。私は、ですからこの国事行為の調整というところに述べられてゐることに関連して、これを問題としなければならぬと思う。国事行為が、從來のあつたもののうち、從來の十の中にも政治的な意味を含んだものがたくさんあります。それらを削除し、そして天皇は國家の象徴である、對外關係においては國を代表するものであるといふような規定を設けようとするならば、これは大して問題はない

と思う。ところが現在でも政治的な行為が国事行為の名前において行われる。もちろん内閣の助言と承認が必要ですが、とにかく現在でもそうなんです。いわんやこれを拡大するというような考え方の上に立って、対外的に天皇を国の代表者とするということになります。となると、私の心配は単なる杞憂ではなくて、ほんとうに日本の国家の将来の民主化というものがここで非常に大きな脅威にさらされるようになるのではないか、そこで私はお尋ねしておるわけです。その点はいかがですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 天皇の国事行為につきましても、私どもは決して実質上の権限を今よりも強化するということ考へは毛頭ございせん。ただ形の上におきまして、資料にも申し上げておりますように「現行憲法第七條における国会の召集その他の場合と同様実質はもろん内閣の決定によるものとし、単に行爲の外形が天皇の名においてなされる」、この国事行為について調整を要する、こういうことがわれわれの考へでありまして、実質的に国事行為を天皇に与えるという気持は毛頭ないわけでありまして。しかしこういう点につきましても、憲法調査会におきまして十分御検討をいただきたいと考へておるわけでありまして。

○堀眞琴君 山崎さんの御答弁は、憲法調査会ができてから十分検討するということなんで、どうも前に、一昨年に出席された自由党の憲法改正に関する自由党案というものをまるで無視された御答弁をなさっておるわけです。なるほど最近発表されたものにはおっしゃる通りのことが書いてある。しか

しあなたの党が、たとえばこれまでの選挙の場合であるとか、あるいはその他の国会等において、憲法を改正しなければならぬ、しかも具体的にこうこうであるということが公けの席でも述べられておる。私どもは一昨年あなたの党が発表された憲法改正に関する草案というものが、現在の自民党においても同じように考へられている案ではないかと思う。今それはそうじゃない、自民党と自由党は違ふのだというお話なら——改進黨も同様に考へていますね、もう保守合同によつて違ふのだということなら、それはそれでよろしうございしますが、しかし国事行為の調整というところで、栄典を授与することと同時に、恩赦であるとか大赦というものもまた天皇の国事行為にしよう、そういうふうなことが……それからまた「憲法第七條における国会の召集その他の場合と同様実質はもろん内閣の決定によるものとし、単に行爲の外形が天皇の名においてなされるものとする」、こういうことになつてはおりますけれども、しかしここでいう実質が、国事行為の調整という名目で、そうして天皇の行われるところの国事行為の拡張がやはりあなた方が当然考へていられるところであると私は思います。そうなりますと、象徴という言葉

を存置する、しないにかかわらず、問題だと思ふ。ましてや象徴という言葉、たとえば対外的には國を代表するものであるということにかえてみて、その代表者ということによつて、たそこに政治的な権限等も生じてくるわけですね。そうなりますと、国民主権の原則はあくまでも尊重するつもりだと、こうおっしゃられても、国民主権

の実質はその点からくずれ去っていくのじゃないかということが心配される。その点もう一度御所見を伺いたいと思ひます。大へんしつこいようですけれども、明確にしたいと思ひますから。

○衆議院議員(山崎巖君) 天皇の権限につきましても、先ほどからたびたび申し上げておられますように、これを強化するということは毛頭ございせん。この第七條の国事行為の調整と申しますのは、現在ある行為については内閣の助言と承認、ある行為については承認と、こういうような点において検討をして調整を要するのじゃないかという点を問題点としておるわけでありまして。なお申すまでもないことでございまして、ただいまお話のうちに、自由党時代あるいは改進黨時代には、一應の憲法改正についての意見を決定いたしておりました。しかし、これも今度の新党におきまして、自由民主党におきまして憲法調査会において、参考にはいたしますけれども、決してこの結論にこだわらなつてもいいません。われわれの党の調査会におきまして、できるだけ各方面の御意見を伺ひまして、学界はもとより、また各界の意見を十分に伺ひまして、取り入れるべきものはなるべくこれを取り入れていく、こういう方針で今進めておるわけでありまして。

繰り返して申し上げますけれども、象徴という言葉につきましても、まだわれわれは結論を得ていないわけでありまして、これを元首にするとか、象徴をやめるとかいう結論は、まだ全然出ておりません。今度の内閣のこの調査会におきましても、こうい

う点こそ十分に御検討をいただきたいと存じておるわけでありまして。

○木下源吾君 関連質問。今、天皇主権の問題が出たようですが、これに関連して、今度の憲法調査会ではやはり憲法を変えよう、部分的かあるいは根本的か、それは別として、変えようという意図を持つておるようでありまして、今までの歴史的に見て、憲法を變えるというところは一つの革命ですね、革命的な一つのところになるかと思うのです。またそういうときに、しばしば憲法というものが既往においては改められた。そこで今度の調査会を出す根本の意図は、何かその革命的な何らかの意図を持つておるのか、またそういう条件がどこにあるのか、そういうようなことについて一つ御所見を伺いたい、まずそれをお伺いしたい。

○衆議院議員(山崎巖君) 提案趣旨にも申し上げてありますように、現行憲法の国民主権の問題、あるいはまた平和主義の問題、あるいは基本的人權の尊重の問題、この三大原則につきましては、われわれはあくまでもこれを堅持し、またこれを大いに擁護していきたい、こういう考へであります。従いまして、憲法の改正点は、要するに制定の経緯と、それから過去九十年におきます実施の状況にかんがみまして、国情に沿うような憲法の改正と申しますか、再検討をいたしたい、こういうことでございまして、そのことによりまして、ただいまの御質問はおわかり下さると思うわけでございます。

○堀眞琴君 実は大へんわがまを申し上げて恐縮ですが、第一章のところでは私はきよの質問は打ち切つて、次に、第二章以下の質問は次の機会に留

保したいと思ひます。これで私のきよの質問を終りたいと思ひます。

○木下源吾君 今のお答ですが、今のお話のように、国民主権、平和、基本的人權、これはそのままというこ

とになれば、今の憲法を何も變える必要はないのだ、こういうふうに考へられる。この点についてはどうですか、お考えは。

○衆議院議員(山崎巖君) 木下さんにお答へ申し上げますが、私どもはいたしましては、お手元に差し上げております問題点をあらわにしまして、各条章にわたつて、私は検討をする問題は大

きくさんあるように思ひます。従いまして三大原則はむろんこれは堅持して参りますけれども、国情に沿うように検討すべきものが多々私は現在あると、こういうふうな考へをしまして、この調査会の法案を提出したわけでありまして。

○木下源吾君 憲法を變える趣旨とすれば、わからぬこともない。大体言われていることは、国民主権を尊重する、そのまゝにしておく、今のようによつておくのだというけれども、第九條の問題を改正するというようなことと関連しまして、やはり一口にいえば、皇軍を作るところに基本的な考へ方があるのじゃないですか、これはどうですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 憲法第九條につきましても、もとより再検討いたしまする場合の重要な問題の一つであることは、ただいまお話の通りだと思ひます。ただ、しかしながら憲法再検討の場合には、第九條に限るわけでは

ように、前文を初めといたしまして、各条章にわたって、現在の国情に合うような再検討をいたしたい、こういう趣旨でございまして、決して私どもは九条のために全面的な検討をするというのではないことをはっきり申し上げておきたいと思ひます。

○木下源吾君 それはその通りでありまして、前文からみんなどいふことになれば――改めるといふことになれば、今言つた通り、国民主権であるとかあるいは平和、あるいは基

る自衛隊というものをこのままではない、精神的よりどころを与える、それにはやはり天皇は、昔のような天皇主権ですね、そうして軍隊は天皇の軍隊だ、ここでやつていこう、こういうお考えであらうと思ひからお尋ねしておるので、これを率直に一つお答えを願ひたいのです。国民が今そういうことで、ごまかされるような状態になつておられる、はつきり言つていただければ、それでおのおの堂々と議論ができると、こう考えるので、どうですか、その点は。

○衆議院議員(山崎巖君) 私どもが現行憲法に全面的な再検討を要すると申しますのは、先ほども御質問にお答えしましたように、憲法九条、ことに第二項の問題であります。この問題も一つの重要な点だと思ひます。それはむしろ私は率直に申し上げてよろしいと思ひます。ただ、しかし全面的な検討をいたすと申しますのは、決して九条だけに限つておりません。先ほども申し上げましたように、この三大原則を堅持しつつも、わが国情に沿うように、前文、第一章から第十一章まで、それぞれ検討を加えていきたい、そのためにこの内閣に調査会を作つていただきたい、これが今回出した法案の趣旨でございまして、率直に申し上げましてその通りであります。

○木下源吾君 私のお聞きしておることはお答えにならないので、それはいろいろ改正していければ、具体的には、この前は国民を臣民という言葉が使われておつた。これをその国民にしたのだ。いろいろこういうふうにみな改正をしていけば、国民を臣民にするというように改正をしていけば、みんなに関連をしていくのだが、帰するところはやはり天皇という制度、天皇主権にしなければならぬことにならない、そうでなければあなたの方の考えでおるような再軍備を合理的にやることはできないのではないか。こういう点を考えていけば、あなたの方何ほこれは平和憲法である、平和だ、あるいは民主主義だ、あるいは基本的人権だ言つても、それと抵触するものが必ず出てくるのです。矛盾になるのです。これを矛盾なくしてやつていかれるというならば、今の憲法でいいじゃありませんか。こういうことに私は結論なると思ふのです、どうですか。

○衆議院議員(山崎巖君) せつかくの御意見ではございすけれども、私どもは木下さんとその点においては見解を異にするものであります。私は国民主権の原則はあくまで堅持して参つたといふことはたびたび申し上げた通りでございまして、それは憲法九条第二項の改正と別に関係のない問題だと思ひます。国民主権の原則のもとに、憲法九条第二項を最小限度の何といひますか、国力相応の自衛隊といふものを、はつきり申すと憲法の疑問のないようにはつきりさせる。憲法九条第二項によりまして、従来から国会においても憲法違反説がたびたび起つてゐるのであります。そういう点をはつきりさせたい、そういうことでありまして、決して国民主権の原則とこの今の問題とは相反するものでないと思ひます。持つて申し上げていいと思ひます。

○木下源吾君 かような国民主権、国民主権ばかりは変えないのだと、こういうふうにおっしゃつてゐるが、何ゆゑにそればかりに力を入れられるか。

○衆議院議員(山崎巖君) 国民主権の原則は、私は日本の民主化のためには絶対不可欠の問題だらうと思ひます。従ひまして、これを要するといふことは、今日わが国としてはとるべからざる問題であらうと、こういうふうにご考へておるわけでありまして、国民主権の原則はあくまで堅持していくことが、わが国情に沿ひ、また今後の国家の発展のためにも適當であると、こういうふうにご考へておるわけでありま

○木下源吾君 いやしくも調査会を作つてそうして新しいものを作らうといふときに、そういうことを何も考へる根本に置いてそうしてやらなくとも、それを拘束しなくたつていいじゃないか。これはどこでそういうことを考へておやりになつたんですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 私どもは国民主権の原則あるいは平和主義、あるいは基本的人権の尊重、これは動かすべからざる問題であらうといふふうにご考へておられます。これはそうじゃないという御意見の方もあるいは多少あるかもしれませんが、あるかもしれせんが、私どもはそういう考へであるといふことをこの際申し上げておるわけでありま

○衆議院議員(山崎巖君) 憲法調査会を国会に置くべきか、あるいは内閣に置くことがどうであるかという問題は、当委員会でもたびたび出ました御質問であります。その際にもお答えを申し上げておいたのであります。が、今回の調査会は、その構成をごらんになりますとわかりますように、国会議員三十名と学識経験者二十名、すなわち民間人を国会議員と同列に置きまして、そうして広く憲法問題に對します世論を調査会に反映せしめたい、こういうことでこの調査会の構成ができ

○衆議院議員(山崎巖君) 今いろいろ御質問がございまして、どういふ考へ方であるかといふお尋ねでございまして、それから、私どもは今の三大原則はあくまで堅持すべきものであるといふことを申し上げただけでございまして、決して木下さんの御意見を制限するような趣旨で申し上げた意味ではございせん。

○木下源吾君 これは調査会は内閣に置くのでありましよう。で、少くとも国民主権の憲法、その趣旨に沿うならば、国会に置くべきじゃないのですか。そうだよ、その点がすでに国民主権といふものを考へておらないといふ証拠ではないか、私はそう考へるので

ております。従いまして、民間人を同列にする委員会といたしましては、国会に置くことよりも内閣に置く方がより適当であろう。国会にこういう民間人を加えました委員会というのは、先例もございせんし、そういう点から考えても内閣に置くことが適当であろう、こういう趣旨でこの法案ができ上っているのではありません。

○木下源吾君 どうもおかしいな。その内閣に置いて民間人を置けば国会と同じような性格じゃないかと、こうおっしゃるのですか。国会は民間代表、国民代表だ、内閣に置いても、調査会の中に民間人を置けばこれは国会と同じものだと、こういうふうにおっしゃるのですか。

○衆議院議員(山崎巖君) そういう趣旨ではないのであります。民間人と国会議員を同列に置いた委員会でありますがゆえに、国会に置くことは適当ではなくして、内閣に置く方が適当である、こういうことを申し上げているわけであります。

○木下源吾君 私のお聞きしたいのはですね。この国民主権ということを強くまずあなたがうたっておられる、こういうのであるから、しからばやはりその線に沿って、その趣旨に沿って、国民の主権というものをあくまでも中心にしてやるならば、国民のいわゆるこの代表、最高機関である国会に置くのが正しいではないか、こう私はお聞きしているんです。

○衆議院議員(山崎巖君) この調査会におきまして憲法の問題を再検討をして、かりに結論が出しても、これは別にその結論を直ちに国会に提出するわけではございせん。国会はむしろ

ん、御承知のように、憲法の提案権につきましては、私どもは内閣にも提案権はあるという説をとっており、国会、議院にあることは憲法の条章によつて明らかであります。従いまして国会において審議されます場合の一つのこれは参考意見にはなるかも知れませんが、この案自体が、その結論自体が何れも国会において審議されるものではございせんのでございませう。その点を御承知をお願ひしたいと思います。

○木下源吾君 いろいろおっしゃっていることは筋は通らない。これは通らないように仕組んでいるから通らない。これはやむを得ないだろうと思ひます。しかしもうすでにけさも私のところへきたパンフレットを見ますと、皇軍を作ることが一番いいのだ、こういうようなのを堂々とパンフレットをそういうものを配布しているんだ。あなた方は御承知だろうと思ふんです。で、こういうようなことが一面において出版物でどんどん出ているし、あたかも、そうしてあなた方は何を作ろう、今度調査会を作ろうというの、いろいろはかの草案を見ますと、自由党が民主党か、そういうような草案を、ちよいちよい見ますとね、その内容は、やはり国民主権というものは口に言っているけれども、条文に表わすやうなものは天皇主権ですね、そういうのはやがて天皇主権で出てくるのだ、またこの草案になって出てくるのだ、ね。ですから国民は、まあ端的に言えれば一つのことをとつてみても、また一銭五厘の兵隊をとるような憲法を作るのじゃないかと、いいですか、そういうふうに考えて心配しているのです

よ。それを私は聞いておるのだ。あなた方はそうではないところでは今おっしゃつても、だんだんやつていくうちに、あなたはそのうじゃないと思つておるのだらうけれども、こういう段階を経ていつていくうちに、今は一銭五厘のはがきがないから何だけれども、五銭の兵隊を何するのじゃないか、けさ私のところへ来たパンフレットを見ますと、義勇軍を作るとかいう、もうそういうような傾向にどんどんみな行つておるのです。あなたたちはここで、やあ国民主権だとか言つて、基本的人權を守るなんて言つておるけれども、国民の側には直接そういうものがびんびん響いてきておるのですよ。ですから私もはしつこいようだけれども聞いておるのだ。まどうことはないので、今このことを發議しておる側では、何とかして精神的のよりどころをそういう帝國主義の帝國憲法、いわゆるそういうものに進めていきたい、いかなければアメリカの要請に沿ひかねるのだ、こういうように進んでいっておることには目に見えておる。事実そうなのだ。だから率直にあなた方が今この場面だけを言ひのがればいいのだという態度でなく、実はわが國の國情は、國民はまだ封建的であるし、家族制度もまた復活させにやならぬ、共同社会なんて大きくて、とても国会議員もよけいとれないから、できるだけ小さい選挙区で、共同社会を小さくし、そうして家族制度というやうなもので縛りつけておいて、そうしてつまり反動的な政治を行うのが一体日本の國情だ、それをやらにやいかんぞ、こういうふうに考えておるのじゃないかと私は

は思ふのです。また實際においてそういうことをおやりになつておる。ですから全体を見て、諸君のおやりになつておることは、何と言つてもこれは、國情というものは、古い國情に反する努力を一生懸命しておるのであつて、近代的な大きな共同社会にして、そうして生産を上げ、生活を向上させるといふ方向じゃないように見えるのです。ですから私は、私個人で何だかんだと言つておるのではなくて、國民が心配しておるのはその点であるからして、ここで明瞭に一つ言つていたかぬとて、すでに何か國民の世論のごときものを形成して、そうしてその内容においては反動的なものをどんどんこしらえていくのだ、こういうことでは國民は非常に心配なんです。名は憲法調査会であるけれども、實際はこれは反動的な革命ですよ。反革命ですよ。反革命的なこれは要素を持つてゐる。考えはどうかしらぬけれども、要素を持つておる。そうでないというならば、証拠は何だと言つたら、あなた方は民主主義、平和主義、人權尊重だと言つておるけれども、それならばあなた方は何をもこれを改正する必要があるのだ、具體的に一体どこを改正するのだということをおっしゃつて下さい。それを聞きたいのです。

○衆議院議員(山崎巖君) 私は先ほど来率直に私の考えを申し上げておるつもりであります。私はやはり現在のわが國情から見ても、民主主義、平和主義並びに基本的人權の尊重という三大原則はあくまでも堅持して参りたいわけでありませう。自由党時代あるいは改進黨時代におきます憲法改正の意見につきましても、表現の適否は別といたしまして、この三大原則はくずさないという方針のもとに検討を續けて参つておるわけでありませう。わが自由民主黨の憲法調査会も、またもとよりその三大原則につきましてはこれを堅持し、またますますこれを伸ばしていききたい、こういう方針のもとに進んでおりますことは、お手元に差し上げておきます資料によりましてはつきりすると思ひます。それではどういふ点に検討を加える問題があるかという点であります。これは過日の委員会でも詳細に申し述べておりましたし、またお手元の資料をごらん下さいますと、大よそ私どもが問題にしております点は明瞭であると思ひます。ここで貴重な時間を繰り返して申し上げることを差し控えますけれども、この資料をごらん下さいませすれば、おのずから私はおわかりいただけるものと考えられるわけでありませう。決して私どもは従来の明治憲法に郷愁を覚えて、反動的態度で憲法の再検討に臨むと、そういう気持は毛頭ないことは、私はおそらく私どもの今までの質疑応答によりましてはおわかりいただけるものではないかと考えるわけでありませう。

○木下源吾君 まあ内容については今後何日かかつておるうちに明瞭になるだらうと思ふのだけれども、私が今お聞きしておるのは、基本的な問題をあなたにお聞きしておるのですよ。そうして國民が一番心配しておる問題だ。今まで国会でしばしば大臣諸公がこれはマッカーサーから押しつけられた、占領下で押しつけられた、こういうやうなことを言つてゐる。今は独立したのだから独立の精神で一つやる

のだと、こういうようにまあ言われておるのです。だがこの憲法はマッカーサーが押しつけたのか、あるいはだれが押しつけたのか知りませんけれども、すでに当時から、戦争に負けた、敗戦したのだというこの自己批判の上に立って、これが一番正しいのだ、今は日本はこうでいきたいということ、国民もそう考えたことはあなたの方だつてこれは否定できないと思うのですが、それでそういうふうに敗戦になったところの根本の原因は何だ、機構において誤った機構であり、そしてこれを運営するものはまた世界観は非常に過激な世界観である、狭隘な世界観である、こういうようなことの結果、科学的に、自然に……これはマッカーサーであるか、当時はそうではない。これは世界のいわゆる強国が、ソビエトも加わつておつて、そしてこの世界のこの状態においては、勢力の均衡の上に立つて日本はこういうことをやるべきである、こういうふうにしてこれはきめられてきたものでしょう。そこではなほだしく飛び離れたものができたのではないでしよう。これこそ世界勢力均衡の上に立つて、そしてこの国はどうか、これはどう、日本はこれ、日本はこの情勢においてこれをやるべきだ、こういうふうにきめられたのです。従つてマッカーサーがひとり、占領しておるからこうだというふうなそういう問題ではなからうと思う。うちにおいてはただいま申し上げるような敗戦というものに対する自己批判をし、そして当時そういう人たちがかつて、当時の吉田さんあたりも何と言われたか、あな

たもわかりでしようし、幣原さんが何と言われたかもわかりでしようし、ね、そういうわけでもできたものを、ただこれはマッカーサーに押しつけられたのだ、戦争に負けたのだからやむを得ないでこれを何したのだなんというふうな、そういう子供だましみたいなことを言つて、これを改正しなければいかぬと言つたつて、これは国民納得しないと思う。相変らずあなた方はやはり何ですか、占領下においてマッカーサーからこれを押しつけられたのだから、今改正しなければならぬという理由を、それを最大の理由にしておられるのですか。

○衆議院議員(山崎巖君) ただいまの御質問もたびたび当委員会でも私どもの考え方を申し上げたのであります。憲法調査会を内閣に設置いたしました、現行憲法に全面的な再検討を加えたいという理由は二つあるわけでありまして、一つは、現行憲法が、提案理由に述べておりますように、占領の初期におきまして、きわめて短期間に、当時の連合国最高司令官の強力な示唆によつてできた。ほんとうに当時の国民の盛り上がるような自由意思によつて制定されたものではないではないか、これが一つであります。

もう一つは、過去九十年にわたりまして、実施の実情にかんがみまして、わが国情に沿わざる点がありやしないか、その具体的な問題点につきましてはお手元の資料によつてごらんを願ひたいと思ひますが、私が問題点として取り上げました点は、前文を初めとして、各条章にわたつておるわけでありまして。こういう点を、民間人に加えた、世論を十分反映せしめるよう

な調査会を設置して、その調査会において適当な結論を出していただきたい、これが本調査会の設置の趣旨であります。

○木下源吾君 あなたの言われることはほんとうに真実だらうと思う。それは、当時やはり日本の政治の責任者は、それぞれ皆制裁を受けたです、制裁を受けた。これも事実であります。これらの一切のことはだ、あなたのおっしゃられることは、日本のいわゆる当時の政治の責任者、戦争責任者、こういう人たちは、占領とかというところで非常に拘束を受けて、これは痛切に考へておられるだらうけれども、いわゆる民主憲法、平和憲法、基本的人権を持った憲法というものは、これらの支配階級と離れた、指導階級と離れた国民には、より幸福なものであつたということをお考えにならなければいかんと、ほんとうには……、この点はどうなんですか。

○衆議院議員(山崎巖君) けさも堀さんの御質問に対して詳細にお答えしたつもりであります。アメリカの最高司令官によりまして示唆を受けましてできた現行憲法の、日本の民主化に役立ちました点につきましては、私も非常にこれを尊重いたします。か、多とするものであります。その点につきましては何ら異議はございませ

と、こういうふうに考えたことは事実なんです。で、今の大体復古的な支配階級の諸君は、それをもう同じように、国民もそう考へているらうというふうな、そういう考へをもつてこの憲法調査会を作らうというのではない。それならば大いに見当が違つておはせぬか、こういうふうにお尋ねしておるのです。

○衆議院議員(山崎巖君) 繰り返して申し上げますが、これは現行憲法の長所でありまして、ことに日本の民主化の問題につきましては、これに大いに賛成をいたしておるわけでありまして。しかしその内容がよい点があるからと申しまして、そのいい点はむしろ尊重して参らなければならぬことはもちろんであります。が、しかし制定の経過を見ますと、ほんとうにその当時、占領の当初、国民も非常に自分の意思を憲法の上に反映し得るという時期では私どもはなかつたじゃないか。今日独立しました以上は、もう一度振り返つて現行憲法に再検討を加えるという機会がもたらされておるのじゃないか。もう一つは、過去もう九年の間に、今問題点として皆様のお手元に差し上げておりますような点は、十分検討をする時期が私に來ておると、こういう趣旨で繰り返して申し上げておるような次第であります。

○木下源吾君 では具体的に言います。がね、この憲法ができてです、そしてやはり重大な法律ができたはずですよ。御記憶にありましようが、まず基本的人権では労働者の団結です、ね、団体交渉権、罷業権というものを認めることになったのです、これは

労働者非常に喜んだですよ、労働者は。だが当時の戦争責任者の諸君は喜ばなかつた。また農地解放しましたよ、それは農民非常に喜んだですよ、農民は。働く農民は喜んだですよ。けれども大地主並びにこれとつながるところの支配階級は喜ばなかつたのです。ね。また婦人に対する権利ですね、婦人の権利ですね、この解放は非常に婦人が喜んだですよ、そういう法律ができて。だけれども封建的な従来の何は喜ばなかつたですね。こういうことを私は今思ひ起して言つてゐるのです。あなた方は、よもやこれを昔のようないかに、それを逆転させるとはおっしゃらない、おそろくけれども現行憲法においてそれだけの大多数の者が喜んだということだけは事実なんです。から、これを改正するにおいては、この喜びを何らか制限しなければ改正する意義はない、そうでしょう。それでですから今私は、くどくどしくお尋ねしてゐるのはその点なんです。あなたたちは、マッカーサーに無理に押しつけられた。それは苦しい人々があつたに違ひない。それだから変える、これはまあ当然おっしゃることであるが、しかしながら、この変えることにおいて大多数の国民は喜ばない、苦しみになる、こういうことを考へて今お尋ねしてゐるので、なお国民にも非常に幸福と利益を与えるということ、どういふ点で、おやりになるのか、こういうことをお尋ねしたいのです。

○衆議院議員(山崎巖君) 現行憲法の日本民主化の問題に伴ひまして、憲法以外のいろいろの制度、法制等におきまして、ただいま御指摘のような非常ないろいろな制度ができておりますこ

とについては、私も非常にけつこ
うだと考えております。こういうた
えば労働者の罷業権、団結権を初め
いたしまして、そういう問題につきま
して、これに制限を加えるというよう
な考えは毛頭持っておりません。ただ
現在の基本的人権の問題にしまして
も、やはりまだ追加すべきような問題
がありはしないか。現に帝国議会の憲
法草案の審議途上においても、社会党
におかれましては、基本的人権に追加
すべき一、二の問題も、修正案として
お出しになっておられるようであ
ります。こういう問題も、私もはぜ
ひ今回は検討したい。その以外にお
いても、たとえばこの資料に出してい
ますような、あるいは芸術の尊重の問
題でありますとか、あるいは科学の振
興の問題であるとか、こういう問題
も、あるいは基本的人権の中に取り
入れて考えるべき問題じゃないか。こ
うか。また帝国議会当時の社会党の修正
案を見ますと、排作する農民の保護
というように規定の追加が考えられて
おったようでもあります。こういう日本
の農村に対する何とか、規定、こうい
うものも何か検討をする十
分価値がありはしないか、こういう点
も私はいろいろ考えているわけであ
ります。むしろ現在そういう点につ
いては考えは持っておりません。(でた
らめ言うな)と呼ぶ者あり) とうい
点につきましても、また十分検討をし
て、適当な結論を得たい、こういう趣
旨で考えているわけでありまして、(と
ほろもないことを言うな)と呼ぶ者あ
り)

めだ)と呼ぶ者あり)そこでね、今お
聞きしておりますことは法律でもでき
る、法律でもやりになってる、保守
党の諸君がおやりになってる。せつ
かく解放した農地は再び地主に還元す
るように、今だんだんしている。国
情に沿わぬから、あるいは時期に沿わ
ぬということ、小作料もほとんど高
くされるようにしておりますし、基本
的人権に対しても法律でいろいろ制限
を加えてきておる、こういうような事
実をわれわれが見ておる。実際に見せ
つけられておるのでありますから、そ
ういふことを今度は一切を含めてこれ
以上いくと憲法に抵触するといふお考
えが出てくるのは当然であります。だ
からして憲法を改正してこれを合理化
しようというようにしか考えられない
のです。もしもあなたが今おっしゃる
ようであるならば、ただいま申し上げ
ましたようないろいろの法律で、そう
いうことを逆に法律でそれをおやめ
になったらいので、できるのです。こ
ういふようにまあ私もは考えて、現
にいうすであらゆる制限を加え、あ
るいは平和主義あるいは人権主義のこ
ういふものに制限が加えられて、実際
にはなくすにいつてきて、もう憲
法を改正するよりほかに手がないうこ
ろまできておるのでしょうか。そうじゃ
ありませんか。

するが、これは一般の学説としてはす
べての基本的人権はいろいろの条文に
もかかるといふ学説も多いのでありま
す。そういう点もきかめて明確を欠い
ておりますので、基本的人権を制限す
るといふ趣旨じゃなくて、その点を明
確にしたい、そういう点を検討したい
というのが私の考えであります。ま
して、決して基本的人権を制限するた
めにこの問題の検討をしようという趣旨
でないことを申し上げておきたいと思
います。

○千葉信君 議事進行について。質問
する方は差しつかえありませんが、答
弁する方はお見受けするといふ疲れ
ているようです。ここらで十分ぐら
い休憩して、少し元気を回復さして
やつたら、それから再開をしたらどう
ですか。

○委員長(青木一男君) 速記停止。
【速記中止】

○委員長(青木一男君) 始めて。それ
じゃ暫時休憩して、三時五十分からや
ります。

午後三時三十分休憩
午後四時三十分開会

○委員長(青木一男君) 休憩前に引き
続き委員会を開きます。

○衆議院議員(山崎巖君) 現在の憲法
調査会法案を御審議願っております
当内閣委員会におきまして、四月の二
十六日、第二回の委員会だったと思
いますが、委員の二、三の方から、帝国
議会当時、憲法の審議に当って小委員
会の速記録がいまだ公開されておらな
い、そこでこれをすみやかに公開する

ように努力せよという強い御要望が
あったのであります。その席には鳩山
総理も出ております。総理も私も善処
をお約束をいたしましたわけございま
す。そこで私は、越えて二十七日の日
に直ちに党の幹部にも諮りまして、当
委員会の御要望の次第を伝え、直ちに
衆議院の議院運営委員長に申し入れを
いたしたわけでありまして、その日の議
運の多分理事会であつたと思ひます
が、その問題を委員長から諮りました
そうでありまして。ところが、問題がき
わめて重要であるから、党に持ち帰っ
ておの態度を協議をしたいといふ
ことであつたようであります。そこで
私は、だんだん時日がたちますので、
毎日のように議運の委員長を初めとし
て関係者に解決を督促をいたしてお
つたわけでありまして。ちょうど御承知の
ように先月の末、衆議院の方は他の議
案のために非常に混雑をいたしてお
りました。越えて本月の二日の日に、
さらに議運の理事会において委員長は
ちよつと問題を持ち出したようであ
りました。その日は実は結論を得ずし
てしまつたようであります。実は本月
の四日と六日は議運の委員会は開き得
なかつたものでございまして、本朝
またすみやかにこの問題の解決を願
たいという申し入れを、私、いたした
のであります。議院運営委員会の理事
会並びに委員会におきまして、この問
題を慎重に御検討になったようであ
りますが、その結論が先ほど事務局を
通じて私の手元に参つておりますから、
その結論を申し上げます。これは満場
一致の御決定のように伺つておりま
す。

第九十回帝国議会衆議院帝國憲
法改正案(政府提出)委員小委員
会速記録閲覧に関する件(昭和
三十一年五月八日議院運営委員
会決定)

一、第九十回帝国議会衆議院帝國憲
法改正案(政府提出)委員小委員会
速記録の閲覧は国会議員に限り議
長においてこれを許可する。
削除した速記録の閲覧もこれを許
可する。

二、閲覧者は速記録の複写公表又は
頒布等をしてはならない。

三、閲覧は議長が指示する場所であ
ることをなすものとする。

以上でございます。なお、これに、
先ほど念のためということと通知があ
りました。ノートも速記も御遠慮願
いたい、こういうことを今決定をし
て、こちらへ通知がございました。の
で、御報告を申し上げます。と思ひま
す。

○千葉信君 山崎さんが大へん御努力
をされたらしいことについては、私も
その御苦労を大いに多量にいたします。
しかし、その衆議院における議院運営
委員会の決定は、必ずしも私どもの期
待したところとは合致しておりませ
ん。ことに、閲覧は許すけれども筆写し
てもいけないとか、複写は一切いかぬ
とか、こういうことになりまして、こ
の憲法調査会法案審議のために私ども
が役立てようとしたことは、大半
は無にならざるを得ない状態が出てく
るかと存じます。しかし、これにつ
いては、この委員会として、後ほどこの
問題についての取り扱ひ方ですか、と
言つては語弊がありますけれども、お
かたえば、そういう条件のもとにおか

れて、なおかつこの法律案の審議のた
めに十分に役に立てることのできるよ
うな方法が考えられなければならない
と思うのです。そういう方法がとれる
かどうかということ、それからもう
一つは、今、山崎さんから御報告を受
けましたけれども、私ども、この資料
提出については首相からはっきりした
言明をいただいているのです。その言
明は、出すという約束ではありません
けれども、何とかその問題については
取り計らいますという御答弁をいた
いておられますし、従って、そういう点
から言いますと、約束をされた鳩山さん
は、首相でもあると同時に自民党の総
裁でもございます。自民党の総裁とし
て、この問題について、その努力のい
かんによつては、ただいま承わったよ
うな決定よりも、もっとわれわれの要
求を満たすことのできるような結論が
出たかもしれない。その点で、私は鳩
山さんが十分そういう努力をされたか
どうかということについて、寡聞にし
て知らないし、同時にまた、今の山崎
さんのお話でも、あなたはぜひぶん努
力をされたらしい。しかし、一体、首
相であり総裁である鳩山さんは、この
委員会であれだけの言明をされたの
ら、どういう御努力をされたかとい
うことについても、私どもとしても疑念
を持たざるを得ない。ですから、そう
いう意味では、鳩山さんのおいでを願
う機会を得て、その問題について、も
う少しわれわれとしては御注文申し上げ
たいこともありますから、今ここで直
ちに、第一の点、一体閣議の方法はど
うするか、一人々々行つて閣議する
という方法もあるでしょうし、委員会
として、筆記を取らない、しかし、その

御決定の趣旨に沿つてこの委員会とし
て承る方法もあるわけですし、そう
いう方法をあとでこの委員会でも御協議
願いたいと思ひます。それから、もう
一つは、あとで鳩山さんのおいでを
願つて、機会を得て、ただいまの問題
について、もう一度、私どもの疑念と
するところ、総裁としての鳩山さん
が、一体、党内でどういう御努力をし
ていただいたのか、この点をこの際は
保留して、委員会は正常な形ですぐ質
疑に入るのでしようから、その点ははつき
り保留して今の御報告は承りたい。
○江田三郎君 閣下して、ちょっと山
崎さん、しまいの方がはつきりわか
らなかつたのですがね。もう一ぺん
ちょっと言つていただけませんか。
ノートと何とか言われましてね、どう
でしょう。恐れ入ります。

○衆議院議員(山崎肇君) 先ほど読み
上げました趣旨を敷衍する意味かどう
かもしませんけれども、さらに追加の
メモが参りまして、おそらくこの第二
項の「閣議者は速記録の複写公表又は
頒布等をしてはならない」といふ、こ
れの補充の意味じゃないかと思ひます
けれども、ノートと速記は御遠慮を願
いたい、こういうことを言つて参つ
た。

○江田三郎君 ちゃんと、山崎さん
にお尋ねしていいのかわるか、どうもわ
からぬですが、ノートというものはど
うの意味なんですか。メモもそれ
ぬということですか。ただ見るだけ
で、万年筆や鉛筆を使つては一切なら
ぬ、こういうふうに解釈しなければなら
ぬのですか。

○衆議院議員(山崎肇君) どうもこの
趣旨は、複写をしてはならないとござ
いますから、メモなんかとることをも
御遠慮願ひたいという趣旨じゃないか
と思ひますけれども、ちょっと私はそ
こを確かめておられませんので、はつき
りしたことは申し上げられません。
○江田三郎君 まるで秘書が国室に相
応するもののような扱いみたいで、
えらい、やかましいことになつて、
ちょっとその点あつて確かめていた
けませんか。常識で考えてみて、一切
万年筆や鉛筆を使つちやいかんとい
うのは、ちょっとどうも合点いかぬか
ら、お確かめ願ひたい。

○永岡光治君 私質問に入る前
に……、その点は何か非常に暗い感じ
を受けるんですよ。やっぱり、憲法、
基本法を論議する際に、あらゆる文
献、経緯というものは十分知つた上
で正しい判断を出さなくちゃならぬ。見
るだけはいかぬ、書きかきかぬと
か……、頒布の問題は若干問題があるか
もしれませんが、それにしても
やっぱり国民の憲法なんですから、だ
れの憲法でもないのですから、それ
が、書いてもいいかんし、ただ見るだけ
だというのは、何か御神体を神主さん
でなければ見れないというふうなもの
で、ちょっとおかしいと思うのです
が、その真意を確かめてもらつて同時
に、ぜひこれはそういう制限なしに、
十分私たちが検討し得る、経緯を十分
知り得る状態に置かなければならぬ。
これは要望だけ私は申し上げておきま
す。これは吉野大臣もおられますか
ら、これは憲法担当大臣としても私は
要望いたしておきます。

○衆議院議員(山崎肇君) 御趣旨の点
はまことに私もごもっともだと存じま
す。私どもも実は公開ができるものな
らばぜひ公開してもらいたい、こう
いう希望を衆議院の審議の際からも実
は持つておつたわけなんです。また当委員
会におきましては、非常に強い御要望
がございましたが、ありのままを実は
議運の方にも申し出たのでございま
す。ところが、先ほど読み上げました
中でお聞きとりいただいたと思ひます
が、この速記録が、削除した速記録の
閲覧もこれを許す、この削除した点が
一つ問題ではなからうか。これは私の
想像も入つておりますけれども、こう
いう速記録でございますから、あま
り公けにすることをこの際差し控えた
い、そういうことからかういふ御決定
になつたものではないか、かういふ
うに私は想像をいたしております。な
お、そういう点につきましても、もう
少しどういふいきさつであつたかとい
うことは聞き合せてみたいと思つてお
ります。

○委員長(青木一男君) 質疑を願ひ
いたします。

○永岡光治君 昨日参考人を呼びまし
て、当委員会では十分、経緯とか、
それぞれの学識経験者と称せられる
方々の本法案についての見解という
か、そういうものを聞いたわけであ
る。そういう立場に立つて、私は昨日
のそういう参考人の公述を振り返りな
がら、この際明確にしておかなければ
ならない問題があると思ふのですが、
そういう意味で、その点に主として限
定をいたしまして御質問をいたしたい
と思ふのです。若干今までの質問に重
複するところがあるかと思ふので、極
力それは差し控えたいと思ひますの
で、その点をあらかじめ御了解いた
だいて始めたいと思ふのですが、田上教

授の話によりますと、憲法調査会を作
るそのことは、この法案上は必ずしも
強い反対はしない。というところは、自
由にこの調査会で論議するということ
になつてはいるから、これはその意味
では反対はしない。ただしこの憲法を改
正するという意図をもつてこの調査会
を作るといふことであれば非常な疑問
がある、かういふ趣旨の、要約すれ
ばかういふ趣旨の公述であつたかと私
は記憶いたしております。そういうこ
とになりますと、この点で一つ明確に
しておかなければならぬのは、やはり
山崎さん以下各国会議員の方々が本調
査会法案を提出したということは、改
正を明らかに意図しておるものと、何
か知らぬけれども、検討してみても
ね、かういふものではおそろくないと
私は思ふ。たとえばそれは今までの質
疑の中で明確になりましたけれども、
自民党の憲法調査会の資料としていた
だいております内容をみましても、こ
ういふ点にわたつて一応検討してみ
たい、これは改正になるかどうかは別
であります。かういふ問題点があると
いうことを言つておられましたが、お
そらく改正の意図がなくては無意味
と私は思ふのですが、その点はどう
うに解釈したいのか、おそろくや
はり改正をしようという意図で調査会
を作つていくのではないかと思ひま
す。その辺の見解をもう一度ただし
たいと思ひます。

○衆議院議員(山崎肇君) 私どもの党
におきましては、御承知のようにす
でに憲法調査会を昨年の暮から党内に設
置されまして、憲法の再検討と申しま
す。改正についての調査を進めてお
るわけでありまして。従ひまして党とい

たしましては、政策の中にも掲げておきますように、憲法改正の問題を突現したいというところは間違いない点であります。ただ今回の内閣に置きます調査会は、たびたび申し上げたと思いますが、広く学識経験者等も加えて、憲法改正の要否、かりに改正を必要とするならばどう点を改正するか、こういうことを使命といたしておるわけであります。従いまして、ほんとうに新たな立場でこの調査会を憲法を全面的に御検討願ひ、そうして憲法改正の必要ありとするならば、どういうふうな方向にいくということになると思ひます。まず憲法改正の要否からこの調査会は御審議を願うということになると思ひます。

○永岡光治君 その点はちよつとまだ明確ではありませんが、やはり改正の意図があると、こう解釈していいのですか、そうではないのですか。ただ自由の一つ、いわゆる学者グループと言いますか、学者があらゆる法律案を研究するといふ意味で、そういう意味の調査会なのか、それとも改正をした、そういう意思に基いて調査会を作ろうとおるのか、いづれなんでしょうか、明確にしたいです。

○衆議院議員(山崎巖君) 今回でござりまする内閣に設置される憲法調査会は、ただいまの御質問にも申し上げたように、憲法改正の要否をまず大いに検討して、そうしてその結論として改正の必要ありという場合には、その改正点について漸次調査を進めていく、これが私はこの調査会の使命であると考えております。ただ私どもの党といたしましては、もうすでに政策の中にも憲法改正というものを打ち出しておりま

すので、私の所属する党の政策といたしましては、憲法改正という方向に進んでおることも事実でございます。

○永岡光治君 私が聞いているのは、その提案者の意思は那邊にあるか、いずれにあるかということをお聞ひしておるのです。

○衆議院議員(山崎巖君) この憲法調査会法案によりまして設置せられまする、内閣に設置せられまする調査会は、むろん憲法改正の要否から検討するといふのがこの法案の趣旨でございます。

○永岡光治君 もちろんそれは憲法改正要否の問題から総括的には入つていくだろうと思ふのですけれども、提案者はおそらく、まあ教授が法律の研究をするといふ意味での単なる調査会ではなくして、やはり憲法改正をすべきであるという観点から、そういうものから、やはりこれは検討を進めらるべきであるという、そういう考えのもとに、私は提案者の方は、憲法改正の要があるから、それではどういふものを作るべきかといふことについて、この調査会に一応検討してもらおう、こういう趣旨が提案者の意思であらうと私は解釈するのですが、そうではないのですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 私の立場から申し上げますと、憲法改正の問題を党で取り上げておりますので、改正の方向に向いたいという心組みでありまして、これは事実であります。ただこの調査会、党の政策を押しつけるとか、あるいはまた、それをせひやつてもらいたいとか、こういう趣旨で設置するわけではないのでありまして、従いまして、調査会が設置されましたならば

調査会の独自の立場におきまして憲法改正の要否から御検討を願ひ、こういうことになると思ひます。むろん学者が集まつてその研究をするといふだけではないのでありまして、むろんその結果につきましても、結果が出れば内閣に報告し、内閣を通じて国会に報告することとなっておりますので、結果を期待しておることは事実だろつと思ひます。しかしそれは憲法改正の要否からまず検討して、そうして出ました結果を期待している、こういうふうにお考え願ひたいと思ひます。

○永岡光治君 私は結果がどう出るかといふことを言っているわけじゃなく、少くともこの憲法調査会を作らうと思ひ立つた動機といふものは、憲法改正の要がありと、こういう認定に立つて、しかるばどういふ条項をどう改正するかといふことについて、今作らうとするこの調査会のメンバーの方々に検討願ひ、こういう意味で作られたものと解釈せざるを得ないのですが、その結果改正を必要としない意見があるいは出るかもしれない。しかしそれは結果論であつて、今この調査会を作らうといふ意思は、単に憲法上の条項についていろいろ学者が自由に討論して研究するといふ意味じゃなく、憲法改正の要がありと認定をしたから、それではどういふものをどう改正するかといふ研究を願うといふ意味でこの調査会を作つた、私はこう解釈せざるを得ないと思ひますが、私の見解が正しいのじゃないかと思ひます。

○永岡光治君 これはまあ、提案者は改正したいという意図があればこそ提案したのであらうと、その点は明確になりましたので、続いてお尋ねいたしますが、改正をするに至つた気持ちですが、なぜ憲法を改正しなければならなくなつたかといふ、こういうことについて、いろいろ質疑応答の中に明確になつたことは、大きな第一点は、向うから与えられた憲法である、要約すれば、従つてこれは国民の自由意思を反映したものでないから、それを反映したものにしたいと、こういうのが一つの理由になつておるようであります。そこで、私はこの点についてさらにたゞさなければならぬと思ひますが、おすが、言うならば、形式が整つておら

すが、あなたの立場に立つ解釈といふものはどういふものでしょうか。

○衆議院議員(山崎巖君) この調査会が設置された場合には、この調査会自体が自主的に運営をし、自主的に調査を進めていく建前でありまして、従いまして、この調査会が初めから憲法改正といふ問題を前提として設置するものではございせん。改正の要否をまず検討して、そうして改正を要するといふことになれば、さらに問題点について順次結論を出していく、こういう趣旨でございします。ただ提案者の立場はどうかといふことになりまして、私は自民党の議員でありますし、また憲法調査会の関係者でもありますから、改正の方向に向いたいといふ考えは持つています。しかし調査会自体の運営は全く自主的にお願いをしたい、こういう趣旨で今回の提案をいたしておる次第でございします。

○永岡光治君 これはまあ、提案者は改正したいという意図があればこそ提案したのであらうと、その点は明確になりましたので、続いてお尋ねいたしますが、改正をするに至つた気持ちですが、なぜ憲法を改正しなければならなくなつたかといふ、こういうことについて、いろいろ質疑応答の中に明確になつたことは、大きな第一点は、向うから与えられた憲法である、要約すれば、従つてこれは国民の自由意思を反映したものでないから、それを反映したものにしたいと、こういうのが一つの理由になつておるようであります。そこで、私はこの点についてさらにたゞさなければならぬと思ひますが、おすが、言うならば、形式が整つておら

ない、形式が好ましくないからこの憲法改正を必要とするんだという、こういうことになると思ふのです。成立の過程にあつた疑問を持つていふ、その観点からこれを改正しなければならぬといふことを主張されておるのだと思ひますが、その点間違ひありませんか。

○衆議院議員(山崎巖君) 私どもが改正を要すると思ひます理由の一つは、憲法制定の経緯でございします。その通りでございします。

○永岡光治君 それで、この改正をしようといふあなたの考えは、あるいはまた自民党の考えは、しきりに、平和と、自由と、それから民主主義と、基本的人権と、こういうことを強く主張いたしておるが、流れている現行憲法です、その基本精神を要えようとしていふ考えがあるのかないのか、その点をまず伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(山崎巖君) 現行憲法の長所でありましてところの民主主義、平和主義、基本的人権の尊重、この三大原則を要する意思は毛頭ございせん。ますますこれを伸ばしていきたい、こういう考えでおるわけでありまして、

○永岡光治君 そうすると、この憲法の精神は全くその通りだけれども、ただ形式が悪いから変えろと、こういうことにしか受け取れないのですが、それじゃあおかしいじゃないですか。形式が悪いから変えろといふのは、理由になりません。私は、どういふ形式であらうとも、自分の望むものであるならば、それが正しい。非常に国民の希求するものであるならば、それは改正

をする理由にならんとするのですが、どうでしょう。

○衆議院議員(山崎巖君) 私どもは、現行憲法の制定の経緯を考えまして、たびたび申し上げる様に占領の初期にアメリカの最高司令官の強力な示唆によってできた、それが本当に真の国民の自由意思をこれに反映させておるものとは思えない、これが一つの理由であります。それでは、この憲法の長所である三大原則を守っていくならば、別に改正は必要ないのじゃないか、こういう御疑念のように今承わったのでありますが、私どもは、この三大原則につきましてはこれを堅持する、しかしながら、過去九十年のいろいろの実績、この実施の事情にかなりままして、今お手元に差し上げてありますような現行憲法に検討を要すべき問題点が多々あるように思うわけでありまして、こういう問題点につきましては、一つ慎重な御検討を願ひ、また広く世論を反映して適当な結果を得ていただきたい、これが今回特に憲法調査会法案を提出いたしました理由でございます。

○永岡光治君 その実情に合うか合わないかは、これから論議を進めて行けばこれは明確になると思うのですが、私の聞かんとするところは、実情に合わないから改正するというならば、これはあなたの考え方は成り立つと思ふ。しかし、しきりに言われておるのは、押しつけられた憲法であるからこれを改正するという理由をあげておるのです、理由をあげておる。しかし、いろいろ聞いてみると、この根本精神は崩さないのだと、あなたはおっしゃる。それならば、これも与えられ

た憲法だからということ、それで再検討しなければならぬということになる。もし与えられた憲法が改正の要ありということになれば、当然そうでしょう、そうなくちやならぬでしょう。ただ、いいところは変えない、それじゃ与えられた憲法という理由じゃない。いいから変えないというならこれは理由としてわかるのですよ、ただし、与えられた形式は不満だからこれは検討するのだ、改正するのだという、そういう理由であるならば、それはおかしいじゃないかと言っておる。

いいところは改正しない、ほかのところは改正する、なぜ改正するかというと、押しつけられたから、悪いことを押しつけられておるし、あなたの立場から言へば、改正を要するところも与えられたものであるし、改正を必要としないところもまた与えられたものである。そうならば、それは、その理由は成り立たないのじゃないかということとを私は言っておるのだが、それはどう解釈されますか。

○衆議院議員(山崎巖君) 私どもが第一にあげております憲法改正の理由は、たびたび申し上げる様に、制定の経緯をよくお考えをいただきたいと思うのであります。ちょうど占領の直後、アメリカの占領政策が始まった早々アメリカの強力な示唆によってできておる、これはもう隠れない事実だと思ひます。これが本当に独立した今日のような国民の自由の意思が、この憲法の上に反映しておるということ、私は、私は断じがたい点であらうと思ひます。従ひまして、そういう意味から、もう一度、独立した今日におきまして、わが国の憲法を全面的な国民の

自由意思による自由な立場において検討したい、そのことは理由があると思ふ。それだけではございせん。(答弁にならぬと呼ぶ者あり)過去九十年の実績にかなりままして、実情に合うような方向に検討を加えていくこと、この二つの理由を合わせ兼ねまして私どもは憲法の全面的な検討をいたしたいと、こう考えております。

○永岡光治君 これはおかしいですね。あの方の、あなたは実情に即さない点があるからという立場でこれを改正するというならば、あなたなりの一つの理由が成り立つと私は思うのですよ。しかし、前提をなす経緯が気に入らぬからということで改正をするならば、全部これを改正しなければならぬわけですね。しかし流れておる基本原則は、たとえこれは与えられたにしても、これはいい、いいからこれは改正しないということになれば、これは理論が矛盾するわけですよ。私はそのことを言っておるのです。一体それはおかしいじゃないか。それに對してあなたの答弁はなっておらぬと思うのです。なつちよらんという言葉が先ほどあつたけれども、全くなつちよらん。いいところも与えられておる、改正を要すべきところもこれは与えられておる、だから与えられたという前提に立つてこれは改正するならば、両方から改正しなければならぬということになるわけですよ。だから御都合主義でそういう理由をつけておると考えざるを得ない。第一に、物事を考えるのに、いろいろ知識を集めて、よりいいものを作るうというものは、人間の常ですよ。オリジンのもの必ず最高と言えまからね。やはりいろいろ、いいものを

取り入れることは私はいいと思う。それをまた理想に近づける。私もこれは、教育勅語を出して恐縮ですけども、あなた方は非常に——私たちがその教育を受けて参りました。あれで「知識を世界に求め」とあつたわけですから、あらゆる方向にわたって知識を求めるといふことは当然なんです。たまたまそういうようなことが、与えられた、あるいは向うから示唆を受けたからということ、悪いなら別です。しかし、いいものはいいものとして私たちは当然取り入れるべきであると思ふ。だから、与えられたからとか、よそから来たものであるからということとで憲法改正の理由にすることは、ちよつとおかしいではないか、これが私の主張なんです。その理由は撤回せざるを得ないのです。それでなければ根本からあなたの矛盾があるわけですよ。そうでしょう。同じ与えられたものであるから改正するというならば、基本的の問題についても全部これは改正しなければならぬということにならざるを得ないでしょう。

何ら私は矛盾はないように思うわけでありまして。

○永岡光治君 矛盾があるんですよ。三大原則はこれはいいから改正をしないんだ、しかし他の面については改正の必要があるからこれは改正するんだ、しかしそれは、改正を要する点には、実情に沿わないというあなたは理由をくつつけておる。それならば、あなたなりの理由は一応成り立つということをおし上げておる。しかし経緯がどうも納得するものでないからこれを改正するのだという理由であるならば、それは三大原則であらうと何であらうと、この憲法そのものについてこれはもう改正しなければならぬという立場に立つたというならば、これは廃止ですよ。廃止、制定という新しい形式を踏まなければ意味をなさないとということになる。成立の経過が納得するものでないからという理由をあげるならば、当然これは全部の、どの箇所といえども与えられたということになるわけですよ。だから私はあなたに質問したいのは、与えられたからこれを改めるという理由は、これは理由にならぬじゃないかということをおし上げておるんですよ。日本の国情に沿わない点があるというあなたの見解に立つて検討を進めるといふならば、あなたなりの理由は成り立つ。しかし前段の、与えられた憲法であるから改正するという理由は、その点に関する限りは矛盾を来たしているじゃないか、こういうことを私は言っているわけですよ。矛盾じゃないですか。(わかり切った理屈だと呼ぶ者あり)

○衆議院議員(山崎巖君) 私は一向矛盾とは思ひません。たびたび申し上げ

まするように、占領時代に、しかも占領の初期に、アメリカの強力な示唆によつてできた、この点に私は問題があると思ひます。むしろ、いいところは今後尊重していかねばならぬと思ひますけれども、その制定の経緯が、ほんとうに国民の自由意思というわけには参らないと思ひます。これを申し上げておるわけでありませう。従ひまして、今日独立しました現在におきまして、もう一度全面的な検討をする時期が来ると、こういうふうな私は繰り返して申し上げておるわけでありませう。

○永岡光治君 どうも私の趣旨を故意に理解しないように答弁しているのかよくわかりませんが、経緯が自由意思を反映していないからという改正であるならば、これは全面的な改正をしなればならぬということになるわけですね。しかしそうでなくて、実情に沿わないものが若干あるからということについて検討をするというならば、これは一つの理由は成り立つ、こういうことを申し上げてゐるのですが、あなたはどうしても前提の大原則は……、やはり三原則は、与えられたといふことをあなたは言っている。それじゃ改正の理由はないでしよう。だから与えられたからということで改正の理由にはならない。いいから改正しないんでしよう。そうなんですよ。いいから改正しないんでしよう。与えられたから改正しないのじゃないですよ。だからあなたの理論はおかしいじゃないかということを言っているわけですね。与えられたといふことも、いいものはやはり残すべきなんだ。だから与えられたか

らというのは改正の理由にならんじやないか。これは小学校の生徒に聞いたら、その通りだと言ひますよ。それはおかしいですよ、あなた、勉強してもらわんと困りますね。(笑聲)「小學生にかへつて勉強してもらわなければ」と呼ぶ者あり)

○衆議院議員(山崎巖君) 私どももいましましては、内容のいいところは尊重していくというところは、繰り返して申し上げておる通りなんです。ただ、内容がよければ、それじゃどんな憲法でもよろしいかということには私はならぬと思ふ。やはり国民のほんとうの自由意思によつて國の憲法を作るといふことに、私は民主主義の真髓があるように思ふわけでありませう。従ひまして、そういう意味において、われわれは制定の経緯にみても検討を加へたい、これが掲げておる理由でありまして、何ら私はそこは矛盾は考へないわけでありませう。

○永岡光治君 いや矛盾がありますよ。これはしかし、幾ら繰り返しておつても、やはりあなたはどうもわかつていただけないと思ふのです。わかつておるのだらうと思ふが、どうも答弁が苦しいからそういう理由をくつつけておるのだらうと思ふのですが、まあ、それはそれとして、それでは次に、実情に沿わないといふ……、あなたは改正をしたいといふのですが、具体的にはこれは言つてもいいか。どういふ点か、一体実情に沿わないのか、主たる点でけつこうです。

○衆議院議員(山崎巖君) 具体的の問題は申し上げると非常に長くなると思ひますが……、(永岡光治君) いやこれは重要ですよ」と述べ) お手元に差し

上げてありまする配付資料の問題点、これは私どもが検討を要する各章にわたりまする点であらうと思つております。これを御覧いただきませうれば、おのずから私どもの検討を要する点があるかといふことは、おわかりをいただけることと思ひます。なおこの点につきましては、第一回の委員会でありましたか、委員の御質問に對しまして、あらましを申し上げたのであります。が、お手元の資料によつて御覧をいただければまことに幸いだと思ひます。

○永岡光治君 いや、これを見まして、ただ問題点が問題点であるだけで、これがどういふ支障があるから、どうすれば実情に即するのだといふことをあなたはちつとも書いてない、それでしよう。どうすれば実情に即するといふことがわからなければ、実情に即するか即しないかわからないじやないですか。ただ検討の対象になるといふだけであつて、これはどう改正すれば実情に沿うといふことの結論が出なければ、実情に沿うか沿わないかわからぬじやないですか。あなたが非常によく答弁してくれば、私は具体的に聞くのですが、現行憲法でどういふ支障が具体的にありましたか、例をあげて説明していただきたい。

○衆議院議員(山崎巖君) お手元に差し上げてありまする私どもの党で考えました問題点は、もとよりまだ結論は出ておりません。問題はきつめて重要でございませうから、今後慎重な検討を経まして、党としての意見を漸次取りまとめ参りたいと思つております。ここに掲げました問題点によつて御覧願ひますれば、私どもが現行憲法

にいろいろ今後検討をすべき点は、おのずから私はおわかりをいただけることと思ふわけでありませう。従ひまして、この問題点によりまして、私どもが今後いろいろ検討をします場合には、どういふ考えで向うとしておるかといふことも、おのずから私は明瞭になる、こういうふうな考へておるわけでありませう。

○永岡光治君 私は憲法といふものは軽々に改正すべきでない、といふのは、これはどなたも一致しておる意見だと思ふのです。朝令暮改のそしりを受けてはいかぬし、基本法でありますから、政権が移動するたびに絶えず憲法が改正されるような、そういう不確定な權威のないものだったら、これは大へんです。従つて憲法といふものは、容易にこれは変えられぬ、こういうものでなくちゃならぬと思ふ。従つて、憲法を改正する以上は、よほどの支障が具体的になければ、ただ想像だけでどうも不便を感じるというだけでは、これは意味をなさない。具体的にどういふ支障があつたかといふことの例を示していただきたい。あなたがこれを改正するといふならば、具体的に例を示していただきたい。支障があつた例を……。

○衆議院議員(山崎巖君) 私は、お手元に差し上げてありまする問題点を御覧下さればおのずからわかると思ひますが、各条章につきまして私どもが今後検討いたして参りますと、現在の國情に合わない点はおのずから私は出てくる、こういうふうな考へるわけでありませう。(笑聲)

○永岡光治君 いや、私の質問は、具体的に支障のあつた実例を示してもら

いたい、どういふ支障があつたか、その例を示して下さいといふのです。

○衆議院議員(山崎巖君) 問題点は、多かれ少かれ、私どもは、現行憲法は今後検討を加へ、ますます支障を少くしたい、支障なからしめたい、こういう趣旨であるといふことで御了承願ひたいと思ひます。

○永岡光治君 どこに支障があつたのですか、どういふところに具体的な支障があつたかといふ例をあげて下さい。具体的な支障があつたといふ例をあげなければ、ただ、なからしめたいと思ふと言つたつてわからんじやないですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 具体的におつしやれば、一、二の例をとつて申し上げてみたいと思ひますが、たとえば現在の最高裁判所の裁判官の国民審査の問題、これなんか外国にもほとんど例がない、アメリカのミズーリ州一州に例があるだけでございませう。こういう点は、私どもは實際の國情に合うかどうかといふことに非常に疑問を持つております。またもう一つの例をとつて申し上げますが、財政の章におきまして、私の慈善事業でありますとか、あるいは教育事業でありますとか、そういうものに國が支出をしてはならない、こういう規定がございませうが、これなんか日本の國情に合うかどうか、検討を要する問題だらうと思ひます。また地方自治の章におきましても、御承知のように住民投票という制度がございませうが、これは、おそらく立法の趣旨は、その公共団体に不利益を生ずる問題についての住民投票であると思ひますけれども、今日では、不利益、利益の問題でなくて、そ

の公共団体に特殊の問題が起りますと、すべて住民投票を仰がなければならぬ、こういう点についても、私は国情に合うかどうかという点に疑問を持つわけでございます。その他の点につきましても、いろいろあると思はれるが、例をとって申し上げますと、そういう点が具体的にあげ得ると思はれます。(それは技術的な未梢の問題だと呼ぶ者あり)

○永岡光治君 アメリカのどこかミズーリ州が何か、一つあるとかないとか、これは向うのことであつて、私は具体的に支障があつたかどうかということをお尋ねするので、それは支障なく行われております。最高裁判所裁判官の信任を問う問題だつて、これは支障なく行われておるでしょう。支障があつて行われておるとすればこれは問題です。もしあの裁判官の信任に支障があつたということになれば、それは無効論がここに成り立つわけですよ。

○衆議院議員(山崎巖君) 支障がある具体的例をあげろとおっしゃいましたので、二の例を申し上げたわけですが、支障という言葉が悪ければ国情に合わないというふうに御訂正をいたします。

○永岡光治君 ちつとも国情に合わないのだから、支障はないですよ。(喜んでいられない)と呼ぶ者あり。笑。それはそうだよ。それは支障があつたという例にならないじゃないですか。支障はないじゃないか。(答弁)だつて支障があつたということは言っていない(と呼ぶ者あり)支障があつたとは言えないと言つております。おか

しいじゃないか。もちろんですよ、それは。支障があつたかどうかというのを聞いています。支障があつたらはつきり言ひなさい。(具体的にどういふところでどういふ支障があつたか)と呼ぶ者あり)

○衆議院議員(山崎巖君) 支障という言葉は適當でなかつたと思ひます。私は前々申し上げますように、こういう制度については、国情の實際から考えまして再検討を要すると思つておるわけでありませう。支障という言葉は適當でなかつたということをお申し上げます。(苦しい答弁だな)と呼ぶ者あり)

○永岡光治君 一体国情とは具体的に何ですか。国情に沿ふぬというその国情は何を指しているのですか。(国体でしょう)と呼ぶ者あり)

○衆議院議員(山崎巖君) これは説明を要求されても非常に説明がむづかしいのでありますが、たとえば最高裁判所の裁判官の国民審査の問題とか、こういうものでも、實際、国民全般がこれを非常に希望しているかどうかという点は、私は非常に問題があると思ひます。また、ああいう制度に果して多額の経費をかけてやるのがいいかどうか。こういう点も私は国情から考えて検討を要する問題だと思ふ。それを今どういふ結論を出すということは私は非常にむづかしいと思ひますが、検討をすることに値する問題だ、こういうふうにかへるわけでありませう。

○永岡光治君 国情というのはどうも明確でないですが、どうも説明があまりはつきりしないので、今、最高裁判所の例をあげましたけれども、これはすべて国民に主権があつて、国民が三

権分立の建前で自分の意思を反映する方法としては、それは當然ですよ。それは国情の説明にはなりませんよ。それはあなたの国情というのはどういうことですか。その点を明確にしてもらわないと、果して合つてゐるかどうかということも、それはわかりませう。

○衆議院議員(山崎巖君) 最高裁判所の裁判官の問題につきましても、必ずしも現在の国民審査の制度がいいか悪いかということも、国民の意思を——任命と申しますか、選定に反映させることは必要だと思ひますが、他に方法がありやしないか。そういう点の検討をすることが必要じゃないか。また先ほど例にあげました、たとえば財政の規定にしましても、私の慈善事業あるいはまた私の学校等に対して公けの支出ができないという建前が、實際に国情に合うということは、私は断言できないのじゃないか、こういうふうにかへます。

○永岡光治君 それでは、だいたいお疲れのようでありますから、私の質問の御答弁を求めていると、どうも非常に午前中から熱心に御答弁なさつてゐるようでありますから、大へんお疲れだろうと思ひますので、私は今日の質問はこれで終わりますが、まだ重要な問題について質問したいのです。これは何と言ひましても憲法改正——きのうの公述人の話では拘き合せ改正のおそれが非常にある、こういう問題がありまして、特に緊急に今憲法を改正しなければならぬという差し迫つた問題があるのかないのかということをお分まだ私は論議を尽さなければならぬが、これは次の機会にしたいと思ひ

ます。きょうは、だいたいお疲れのようでありますから、この辺でやめます。
○委員長(青木一男君) 本日はこの程度にして散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。
午後五時十六分散会

昭和三十一年五月十一日印刷

昭和三十一年五月十二日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局